

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例
- 岡山県行政手続条例及び岡山県金属くず取扱業条例の一部を改正する条例
- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例
- 岡山県土保全条例の一部を改正する条例
- 岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例

総務学事課

人事課

行政改革推進室

警察本部

デジタル推進課

財政課

税務課

県民生活課

中山間・地域振興課

国際課

- 岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例
- 岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例
- 岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県立美術館条例の一部を改正する条例
- 岡山県おかもやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例
- 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例
- 岡山武道館条例の一部を改正する条例
- 岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例
- 岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例
- 岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例
- 岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例
- 岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例
- 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

人権・男女共同参画課

環境企画課

文化振興課

〃

〃

スポーツ振興課

〃

〃

〃

〃

医療推進課

<p>○ 岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金 条例</p> <p>○ 岡山県公立高等学校等教育改革促進基金 条例</p> <p>【解説】</p> <p>○ 公布した条例の解説</p>	<p>目次</p>
<p>総務学事課</p> <p>教育委員会</p> <p>経営支援課</p>	<p>担当課（室）</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p>

岡山県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

岡山県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

岡山県公益認定等委員会条例（平成二十年岡山県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）を加える。」を加える。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

（岡山県職員給与条例の一部改正）

第一条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）を加える。」を加える。

第八条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の四 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の

給料月額のうち第四条第二項の規定により当該職員の属する等級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第十

条の二又は第十条の四の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第

一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた

額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採

用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条第一項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「この項、次項及び第八項」を「この条」に改め、同条第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、六万六千四百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に改め、同号イ及びロを削り、同条中第九項を第十項とし、同条第八項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「月」を「月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「」及び「」を「」に、「額の」を「額及び前項第一号に定める額の」に、「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前三項の規定による額

第十三条の三第二項中「岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）第三条第一号に規定する派遣職員（同条例第四条の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者から引き続きこの条例を「新たに給料表」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十八条の三第三項中「から第十条まで」を「、第九条」に改める。

（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第二条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）を加える。」

第三条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の四 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員その他の別に定める職員にあつては、別に定める額）及びこれに第四条の二の地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して別に定める額を下回るものには、採用の日から別に定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第六条の三第二項中「岡山県職員給与条例の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものを使用される者又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号。以下この項及び第十六条の三において「派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員（第十六条の三の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは派遣条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）」を削る。

第十六条の三中「派遣条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）」に改める。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の三」を「百分の四」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第四条 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

(岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第五条第一項において同じ。)」を加える。

第五条第一項中「の規定」を「及び第八条の四の規定」に改める。

(岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第六条 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(令和元年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第七条において同じ。)」を加える。

第七条第一項中「の規定」を「及び第八条の四の規定」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例第八条の四第一項の規定の適用については、同項中「又は第十条の四」とあるのは、「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年岡山県条例第二号)附則第七項の規定により読み替えられた第十条の四又は同条例附則第五項」とする。

(人事委員会への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

4 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岡山県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十条中「第二条の規定による改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削る。

附則第十一条第一項中「新給与条例」を「岡山県職員給与条例」に、「岡山県職員給与条例」を「同条例」に改め、同条第二項中「岡山県職員給与条例」を「同条例」に改め、「第四条の規定による改正後の」及び「(以下「新勤務時間条例」という。)」を削り、同条第三項中「新給与条例」を「岡山県職員給与条例」に改め、同条第四項中「新給与条例」を「岡山県職員給与条例」に改め、同条第五項中「新給与条例」を「岡山県職員給与条例」に改める。

附則第十二条中「は、新勤務時間条例」を「は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に、「新勤務時間条例の」を「同条例の」に改める。

附則第十四条第三項中「新給与条例附則第八項の」を「岡山県職員給与条例附則第八項の」に、「新給与条例附則第八項に」を「同項に」に改める。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「七人」を「六人」に改め、同条第六号中「一四人」を「一五人」に改め、同条第十号中「四、九一五人」を「四、八一三人」に、「二、六五二人」を「二、七二〇人」に、「三、二四七人」を「三、二二三三人」に、「一、三九五五人」を「一、四〇三三人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、令和九年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

岡山県行政手続条例及び岡山県金属くず取扱業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四号

岡山県行政手続条例及び岡山県金属くず取扱業条例の一部を改正する条例

（岡山県行政手続条例の一部改正）

第一条 岡山県行政手続条例（平成七年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合に

においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五條第三項」及び「同條第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九條中「第十六条の」を「第四項並びに第十六条の」に、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八條第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五條第三項後段」を「第十五條第四項後段」に改める。

(岡山県金属くず取扱業条例の一部改正)

第二条 岡山県金属くず取扱業条例(昭和三十二年岡山県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「携帯」を「携帯等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 業者又は行商をする従業員は、取引の相手方から届済証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十六条第一号中「第六条」を「第六条第一項、第七条、第九条」に改める。

別記様式第三号を次のように改める。

森武海川中 監製

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

(岡山県行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県行政手続条例第十五条第三項及び第四項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(岡山県金属くず取扱業条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「いう」を「いう。以下同じ」に改める。

第四条第一項中「（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第七条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第六号

決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

決算剰余金の処理の特例に関する条例（平成十四年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第二条中「第二条の」を「第二条及び岡山県公共施設長寿命化等推進基金条例（平成二十六年岡山県条例第四十七号）第二条の」に、「二分の一」を「四分の一」に、「同条例」を「岡山県債管
理基金条例」に、「に積み立てる」を「及び岡山県公共施設長寿命化等推進基金条例に基づく岡山県
公共施設長寿命化等推進基金にそれぞれ積み立てる」に、「二分の一」を「二分の一」に改める。

附則

この条例中第一条の改正規定は公布の日から、第二条の改正規定は令和八年四月一日から施行する。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項第三号中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号口を次のように改める。

ロ 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六条の規定により岡山県知事の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの並びに前二号及びイに規定する寄附金に該当するものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。
（個人の県民税に関する経過措置）

2 個人が改正前の第三十三条の二第一項第三号ロに規定する公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。）の信託財産とするために支出する金銭については、同号ロの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号ロ中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定により岡山県知事又は岡山県教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託」とあるのは、「岡山県税条例の一部を改正する条例（令和八年岡山県条例第七号）附則第二項に規定する公益信託」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における改正後の第三十三条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとする）と同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表研修室の項中「一、七八〇円」を「一、八二〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五一〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に改め、同表大会議室の項中「二、二三〇円」を「二、二八〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「九九〇円」を「一、〇一〇円」に改め、同表中会議室の項中「六六〇円」を「六七〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に改め、同表小会議室の項中「五四〇円」を「五五〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改め、別表の二の表中「一七、五七〇円」を「一七、九七〇円」に改め、別表の三の表プロジェクトの項中「九九〇円」を「一、〇一〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県土保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県土保全条例の一部を改正する条例

岡山県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表中「四十一万三百円」を「四十三万五千九百九十円」に、「五十三万三千三百九十円」を「五十六万六千七百九十円」に、「六十八万七千二百六十円」を「七十二万二千九百九十円」に、「九十一万二千九百四十円」を「九十七万七千九百九十円」に、「二十二万四千九百九十円」を「二十三万九千四百六十円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山国際交流センター条例（平成七年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。
別表の一の表レセプションホールの項中「三、六二〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表国際会議場の項中「七、二四〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同表研修室の項中「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表交流サロンの項中「八八〇円」を「九〇〇円」に改め、同表会議室一の項中「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に改め、同表会議室二の項から調理実習室の項までの規定中「八

八〇円」を「九〇〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「三、二七〇円」を「三、三四〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に改め、同表イベントホールの項中「五、一五〇円」を「五、二六〇円」に改め、同表喫茶の項を次のように改める。

喫茶スペース	
喫茶	一月につき 二七四、五六〇円
多目的利用	一日につき 三、一四〇円

別表の一の表の備考二中「喫茶」を「喫茶スペース」に、「一月未満」を「単位未満」に、「を一月」を「を一単位」に改める。

別表の二の表音響装置の項中「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に改め、同表映像装置の項中「九七〇円」を「九九〇円」に改め、同表同時通訳装置の項中「三四、一九〇円」を「三四、九七〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

岡山県男女共同参画推進センター条例（平成十一年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、五七〇円」を「四、六七〇円」に改め、同表の備考中「六百五十円」を「六百六十円」に改め、別表の二の表液晶プロジェクターの項中「九九〇円」を「一、〇一〇円」に改め、同表ビデオデッキの項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第三条第一項の許可を受けている施設等の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例

岡山県環境保健センター条例(昭和五十一年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一号(一)中「二、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同号(二)中「一〇、一五〇円」を「一〇、三九〇円」に改め、同号(三)中「三、一八〇円」を「三、二五〇円」に改め、同号(四)中「四二、一〇円」を「四三、〇八〇円」に改め、同表第二号(一)中「三三七、〇六〇円」を「三四二、六八〇円」に改め、同号(二)中「四、二二〇円」を「四、三二〇円」に改め、同号(三)中「一、三一〇円」を「一、三四〇円」に改め、同号(四)中「二四、三六〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同号(五)中「三三、六〇〇円」を「三四、五二〇円」に改め、同表第三号中「四、三三〇円」を「四、四三〇円」に改め、同表第四号中「二、九五〇円」を「三、〇二〇円」に改め、同表第五号(一)中「五、五三〇円」を「五、六六〇円」に改め、同号(二)中「八、二五〇円」を「八、四五〇円」に改め、同表第七号(一)中「五、〇五〇円」を「五、一八〇円」に改め、同号(二)中「八、八七〇円」を「九、〇九〇円」に改め、同号(三)中「五、四三〇円」を「五、五七〇円」に改め、同号(四)中「八、四五〇円」を「八、六六〇円」に改め、同号(五)中「二六、五九〇円」を「二七、二二〇円」に改め、同号(六)中「八五〇円」を「八七〇円」に改め、同表第八号中「一〇、九三〇円」を「一一、一八〇円」に改め、同表第十号中「四五、七六〇円」を「四六、八一〇円」に改め、同表第十一号中「四六、五八〇円」を「四七、六八〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例

岡山県環境影響評価等に関する条例(平成十一年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「の新築、」を「及び」に改める。

第五条第一項中「いう。」の下に「及び当該実施計画書の内容を要約した書類(以下「実施計画書に係る要約書」という。)」を加える。

第六条第一項中「を作成」を「及び実施計画書に係る要約書を作成」に、「並びに次条の規定による公告の方法及び縦覧の計画を記載した書類(次項及び第三項において「実施計画書に係る周知計画書」という。)」を「及び実施計画書に係る要約書」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条中「前条第二項又は第三項の意見が述べられたときは、その意見を勘案し」を「実施計画書及び実施計画書に係る要約書を作成したときは」に、「を公告の」を「及び実施計画書に係る要約書を公告の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、実施計画書に係る要約書の配布その他の方法により、前条第一項の地域の住民に対し、実施計画書の内容の周知を図るように努めなければならない。

第七条の次に次の一条を加える。

(実施計画書説明会の開催)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項に規定する縦覧期間内に、第六条第一項の地域内において、実施計画書の内容を周知させるための説明会（以下「実施計画書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に実施計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、実施計画書説明会を開催するときは、その開催の日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを実施計画書説明会の開催の日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした実施計画書説明会を開催することができない場合には、当該実施計画書説明会を開催することを要しない。

第八条第一項中「前条」を「第七条第一項」に、「同条の」を「同項に規定する」に改め、同条第三項中「の期間」を「に規定する期間」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る。

第十二条第一項中「要約書」を「準備書に係る要約書」に改める。

第十三条第一項中「要約書」を「準備書に係る要約書」に、「要約書並びに次条の規定による公告の方法、縦覧の計画及び第十五条第一項の規定による説明会の開催の計画を記載した書類（次項及び第三項において「準備書に係る周知計画書」という。）を「及び準備書に係る要約書」に改め、「第六条第二項及び第三項、」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に、「準備書周知計画地域」を「関係地域」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十四条第一項中「前条第二項又は第三項の意見が述べられたときは、その意見を勘案し」を「前条の規定による送付を行った後」に、「要約書」を「準備書に係る要約書」に改め、同条第二項中「ほか、」の下に「準備書に係る」を加え、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（前条第二項及び第三項の意見に鑑み準備書周知計画地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「」及び「」という。）を削る。

第十五条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「の縦覧期間」を「に規定する縦覧期間」に、「説明会」を「準備書説明会」に、「に説明会」を「に準備書説明会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第十五条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第十五条第三項を削る。

第二十一条及び第二十二条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十九条の見出し中「及び送付」を「送付及び公表」に改め、同条第一項中「送付し」を「送付するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し」に改める。

第三十条ただし書中「次条」の下に「及び第三十八条の二」を加える。

第三十一条中「説明会」を「実施計画書説明会及び準備書説明会」に改める。

第三十四条第三項中「及び第三十六条」を「第三十六条及び第三十八条の二第四号」に、「読み替える」を「、第三十八条の二第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十四条第三項において準用する第二十九条第一項」と読み替える」に改める。

第三十八条の見出し中「知事」を「知事等」に改め、同条中「、準備書周知計画地域」を削り、同条に次の一項を加える。

2 知事は、第六条第一項の地域又は関係地域に第三十二条の規定によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域が含まれるときは、環境影響評価、環境管理その他の手続等について当該市町村の長と協議するものとする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開）

第三十八条の二 知事は、事業者又は都市計画決定権者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合において、あらかじめ、当該書類を作成した事業者又は都市計画決定権者の同意を得なければならない。

一 第七条第一項の規定による公表（第三十条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。） 当該公表がされた実施計画書

二 第十四条第一項の規定による公表（第三十条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。） 当該公表がされた準備書

三 第二十条第一項の規定による公表（第三十条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。） 当該公表がされた評価書

四 第二十九条第一項の規定による公表 当該公表がされた報告書

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号口の改正規定は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岡山県環境影響評価等に関する条例の規定による環境影響評価、環境管理その他の手続等が行われている事業であって、改正前の同条例第六条第

一項の規定による送付がされたものに係る当該手続等については、なお従前の例による。

岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。
第三十九条に次の二項を加える。

2 第三章第一節の規定は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者（以下この項及び次項において「選定事業者」という。）がその同法第二十二條第一項に規定する認定公募占用計画に係る同法第二条第四項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、適用しない。

3 前項に規定する場合における選定事業者に関するこの条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十条</p>	<p>前条第一項の意見及び第八条第四項の意見を勘案するとともに、同条第一項の意見に配意して第五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に検討を加え</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して</p>
<p>第十三条</p>	<p>第八条第一項及び第四項並びに第九条第一項の意見 第六条第一項の地域</p>	<p>整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見 整備法第十一条第六項の地域</p>
<p>第十九条第一項第一号 第二十一条及び第二十二條第一項</p>	<p>同条 第七条第一項</p>	<p>第十条 第十四条第一項</p>
<p>第二十一条</p>	<p>第五条から</p>	<p>第十条から</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例

岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二施設使用料の項中「三五、六〇〇円」を「三六、四一〇円」に、「四七、六九〇円」を「四八、七八〇円」に、「五三、六三〇円」を「五四、八六〇円」に、「八三、二九〇円」を「八五、一九〇円」に、「一〇一、三三〇円」を「一〇三、六四〇円」に、「一三六、九二〇円」を「一四〇、〇五〇円」に、「一四、二八〇円」を「一四、六〇〇円」に、「二一、三一〇円」を「二一、八〇〇円」に、「三五、五九〇円」を「三六、四〇〇円」に改め、同表附属設備使用料の項中「五、一四〇円」を「五、二五〇円」に、「二、六九〇円」を「二、七五〇円」に、「九二〇円」を「九四〇円」に、「一〇、四八〇円」を「一〇、七二〇円」に、「五、九四〇円」を「六、〇七〇円」に、「一、九八〇円」を「二、〇二〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、〇七〇円」に、「九、八一〇円」を「一〇、〇三〇円」に、「七、八三〇円」を「八、〇一〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第一項の規定による使用の許可を受けている施設等の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例

岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表ホールの項中「六、六八〇円」を「六、八三〇円」に改め、同表スタジオの項中「三、八九〇円」を「三、九七〇円」に、「三、四三〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表ギャラリーの項中「二、四四〇円」を「二、四九〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇三〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルームの項中「三、五六〇円」を「三、六四〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一八〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三九〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇三〇円」に、「一、二一〇円」を「一、二三〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表会議室一の項中「一、二

一〇円」を「一、二三〇円」に、「九八〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表会議室二の項中「九八〇円」を「一、〇〇〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表第一展示室の項中「一三〇、一四〇円」を「一三三、一三〇円」に、「一〇〇、七六〇円」を「一〇三、〇七〇円」に、「三一、五九〇円」を「三一、三一〇円」に改め、同表第二展示室の項中「一〇七、八五〇円」を「一一〇、三三〇円」に、「六九、八一〇円」を「七一、四一〇円」に、「三九、四四〇円」を「四〇、三四〇円」に改め、同表第三展示室の項中「七一、四三〇円」を「七三、〇七〇円」に改め、同表第四展示室の項中「三六、〇五〇円」を「三六、八七〇円」に改め、同表第五展示室の項中「三一、一四〇円」を「三一、八五〇円」に改め、別表の二の表ホールの項中「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に改め、同表第二会議室の項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、別表の三の表パネルの項中「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同表グランドピアノの項中「二、二二〇円」を「二、二七〇円」に改め、同表アップライトピアノの項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表七宝電気炉の項中「八八〇円」を「九〇〇円」に改め、同表プロジェクターの項中「六六〇円」を「六七〇円」に改め、同表音響機器の項及び映像関係機器の項中「五四〇円」を「五五〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県武道館条例の一部を改正する条例

岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表Aの項中「七、二六〇円」を「七、四二〇円」に、「九、七二〇円」を「九、九四〇円」に、「一七、〇一〇円」を「一七、四〇〇円」に、「二六、六一〇円」を「二七、二二〇円」に、「四、八四〇円」を「四、九五〇円」に、「四四、四七〇円」を「四五、四九〇円」に、「六九、

〇五〇円」を「七〇、六三〇円」に、「八九、三五〇円」を「九一、四〇〇円」に、「一六八、五六〇円」を「一七二、四三〇円」に、「二四、二〇〇円」を「二四、七五〇円」に、「二二、八三〇円」を「一二四、六三〇円」に、「一六〇、四七〇円」を「一六四、一六〇円」に、「二四三、八五〇円」を「二四九、四五〇円」に、「四〇二、四九〇円」を「四一一、七四〇円」に、「六〇、八一〇円」を「六二、二〇〇円」に改め、同表Bの項中「一二、一三〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一九、〇五〇円」を「一九、四八〇円」に、「三一、九四〇円」を「三一、六七〇円」に、「五一、五三〇円」を「五二、七一〇円」に、「一一、一四〇円」を「一一、三九〇円」に、「一三四、〇二〇円」を「三七、一〇〇円」に、「一九二、九六〇円」を「一九七、三九〇円」に、「二五六、〇三〇円」を「六一、九一〇円」に、「四八三、七八〇円」を「四九四、九〇〇円」に、「六〇、八一〇円」を「六一、二〇〇円」に改め、別表の一の(二)の表冷房設備の項中「一三、九〇〇円」を「一四、二二〇円」に改め、同表暖房設備の項中「一八、五三〇円」を「一八、九五〇円」に改め、別表の二の(一)の表専用利用の項中「七、一六〇円」を「七、三三〇円」に、「八、九四〇円」を「九、一四〇円」に、「一六、一一〇円」を「一六、四八〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八二〇円」に改め、別表の二の(二)の表冷房設備の項中「四、四七〇円」を「四、五七〇円」に改め、同表暖房設備の項中「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に改め、別表の三の表照明用バトンの項中「三、三五〇円」を「三、四二〇円」に改め、同表会議室の項中「五三〇円」を「五四〇円」に改め、同表放送設備（マイクロホン一本を含む。）の項及びバックスクリーンの項中「一、七八〇円」を「一、八二〇円」に改め、同表暗幕の項中「五、〇六〇円」を「五、一七〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例

岡山県津山体育館条例（昭和五十一年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表専用利用の項中「四、九一〇円」を「五、〇二〇円」に、「六、三四〇円」を「六、四八〇円」に、「一〇、五八〇円」を「一〇、八二〇円」に、「一六、八七〇円」を「一七、二五〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三三、六八〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、一六〇円」に、「三六、七四〇円」を「三七、五八〇円」に、「四八、六七〇円」を「四九、七八〇円」に、「九〇、九三〇円」を「九三、〇二〇円」に、「一二、五六〇円」を「一二、八四〇円」に、「六七、七六〇円」を「六九、三二〇円」に、「八九、一六〇円」を「九一、二二〇円」に、「一三四、三一〇円」を「一三七、三九〇円」に、「二三三、六一〇円」を「二三八、七五〇円」に、「三四、五三〇円」を「三五、三二〇円」に、「七、六八〇円」を「七、八五〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八六〇円」に、「三三、

〇九〇円」を「三三、八五〇円」に、「七一、七二〇円」を「七三、三六〇円」に、「一〇七、七〇〇円」を「一一〇、一七〇円」に、「二四二、三七〇円」を「二四五、六四〇円」に、「二六六、一二〇円」を「二七二、二四〇円」に改め、別表の二の表団体使用の項中「二、〇九〇円」を「二、一三〇円」に、「二、六三〇円」を「二、六九〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八二〇円」に改め、同表個人使用の項中「四四〇円」を「四五〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五八〇円」に改め、別表の三の表バスケットゴールの項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表電光得点表示器の項中「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表演台の項中「六八〇円」を「六九〇円」に改め、同表放送器具の項中「一、四二〇円」を「一、四五〇円」に改め、同表テプレコーダーの項中「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表照明用バトンの項から暗幕の項までの規定中「二、七六〇円」を「二、八二〇円」に改め、同表バックスクリーン等幕類の項中「一、四二〇円」を「一、四五〇円」に改め、同表ステージの項中「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「一七、九三〇円」を「一八、三四〇円」に、「四、〇三〇円」を「四、一一〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「二、八六〇円」を「二、九二〇円」に改め、同表暖房設備の項中「一四、四五〇円」を「一四、七八〇円」に、「二、八六〇円」を「二、九二〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「一、七一〇円」を「一、七四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十号

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例（昭和六十三年岡山県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表主競技場の項中「五、二八〇円」を「五、四〇〇円」に、「七、九二〇円」を「八、一〇〇円」に、「一〇、五八〇円」を「一〇、八二〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九二〇円」に、「一一、八九〇円」を「一二、一六〇円」に、「一五、八八〇円」を「一六、二四〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九一〇円」に、「三九、七二〇円」を「四〇、六三〇円」に、「五九、五八〇円」を「六〇、九五〇円」に、「七九、四六〇円」を「八一、二八〇円」に、「一四、三三〇円」を「一四、六五〇円」に改め、同表補助競技場（芝）の項中「四、四二〇円」を「四、五二〇円」に、「六、六一〇円」を「六、七六〇円」に、「八、七七〇円」を「八、九七〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「九、九六〇円」を「一〇、一八〇円」に、「一三、一三〇円」を「一三、五三〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四三〇円」に、「三三、〇九〇円」を「三三、八五〇円」に、「四九、

円」に、「二、九二〇円」を「二、九八〇円」に、「三、八九〇円」を「三、九七〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に、「九、九二〇円」を「一〇、一四〇円」に、「一四、七一〇円」を「一五、〇四〇円」に、「一九、四四〇円」を「一九、八八〇円」に、「三、七三〇円」を「三、八一〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に改め、別表の二の表会議室Aの項、メインスタンドの更衣室の項及び会議室Bの項中「五七〇円」を「五八〇円」に改め、別表の三の表テントの項中「八九〇円」を「九一〇円」に改め、同表照明設備の項中「四五〇円」を「四六〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「六九〇円」を「七〇〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に改め、同表暖房設備の項中「六六〇円」を「六七〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十二号

岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例

岡山県津山陸上競技場条例（平成六年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表主競技場の項中「五、五一〇円」を「五、六三〇円」に、「八、二七〇円」を「八、四六〇円」に、「一一、〇四〇円」を「一一、二九〇円」に、「二、〇三〇円」を「二、〇七〇円」に、「一二、四一〇円」を「一二、六九〇円」に、「一六、五五〇円」を「一六、九三〇円」に、「三、〇七〇円」を「三、一四〇円」に、「四一、四二〇円」を「四二、三七〇円」に、「六二、一三〇円」を「六三、五五〇円」に、「八二、八四〇円」を「八四、七四〇円」に、「一五、四四〇円」を「一五、七九〇円」に改め、同表多目的広場の項中「六五〇円」を「六六〇円」に、「九八〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三四〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、九八〇円」を「二、〇二〇円」に、「四、九五〇円」を「五、〇六〇円」に、「七、四四〇円」を「七、六一〇円」に、「九、九二〇円」を「一〇、一四〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、別表の二の表専用使用の項中「三六、七八〇円」を「三七、六二〇円」に、「五五、二三〇円」を「五六、五〇〇円」に、「七三、五七〇円」を「七五、二六〇円」に、「一三、七八〇円」を「一四、〇九〇円」に、「八二、八四〇円」を「八四、七四〇円」に、「一一〇、四七〇円」を「一一三、〇一〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二一、一七〇円」に、「二七六、二二〇円」を「二八二、五七〇円」に、「四一四、三三〇円」を「四二三、八五〇円」に、「五五二、四五〇円」を「五六五、一五〇円」に、「一〇三、五七〇円」を「一〇五、九五〇円」に改め、同表個人使用の項中「七一〇円」を「七二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、別表の四の表テントの項中「八五〇円」

を「八六〇円」に改め、同表陸上競技用器具の項中「四、七三〇円」を「四、八三〇円」に改め、同表球技用器具の項中「五三〇円」を「五四〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八三〇円」に改め、同表照明設備（主競技場）の項中「二一、〇四〇円」を「二一、二九〇円」に改め、同表照明設備（多目的広場及びスケート場（専用使用に限る。））の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、一〇〇円」を「一、一二〇円」に改め、同表の備考二中「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に、「一一、二三〇円」を「一一、三八〇円」に改め、別表の五の表冷房設備の項中「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表暖房設備の項中「四四〇円」を「四五〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十三号

岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例

岡山県笠岡陸上競技場条例（平成十六年岡山県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表専用利用の項中「五、六一〇円」を「五、七三〇円」に、「九、九一〇円」を「一〇、一三〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七五〇円」に、「八、四四〇円」を「八、六三〇円」に、「一四、八七〇円」を「一五、二一〇円」に、「二、六三〇円」を「二、六九〇円」に、「四二、二八〇円」を「四三、二五〇円」に、「七四、四二〇円」を「七六、一三〇円」に、「一三、一七〇円」を「一三、四七〇円」に改め、同表個人利用の項中「一〇〇円」を「一一〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十五万八千三百円」を「十六万八千円」に改め、同条第二号中「九万四千九百円」を「十万八百円」に改め、同条第三号イ中「一万七千六百円」を「一万八千六百円」に改め、同号イただし書中「八千八百九十円」を「九千三百九十円」に改め、同号ロ中「七千三百二十円」を「七千七百二十円」に改め、同号ハ中「一万九百円」を「一万四千四百円」に改め、同号ハただし書中「五千四百九十円」を「五千七百八十円」に改め、同号ニ中「一万九百円」を「一万四千四百円」に改め、同

号ニただし書中「五千四百九十円」を「五千七百八十円」に改め、同号ホ中「二万四千元」を「二万五千四百円」に改め、同号ヘ中「一万七千六百円」を「一万八千六百円」に改め、同号トからヌまでの規定中「二万四千元」を「二万五千四百円」に改め、同号ル中「一万七千六百円」を「一万八千六百円」に改め、同号ルただし書中「八千八百九十円」を「九千三百九十円」に改め、同号ヲ中「一万七千六百円」を「一万八千六百円」に改め、同号ワからヨまでの規定中「二万四千元」を「二万五千四百円」に改め、同号タ中「一万七千六百円」を「一万八千六百円」に改め、同号レからツまでの規定中「二万四千元」を「二万五千四百円」に改め、同号ネからウまでの規定中「一万七千六百円」を「一万八千六百円」に改め、同号ノ中「三万六千元」を「三万八千四百円」に改め、同号ク中「二万四千元」を「二万五千四百円」に改め、同号ケ中「一万七千六百円」を「一万八千六百円」に改め、同号フ中「二万四千元」を「二万五千四百円」に改め、同条第四号中「一万七千五百円」を「一万八千五百円」に改め、同条第五号中「五千八百二十円」を「六千四百円」に改め、同条第六号中「三千四百十円」を「三千五百八十円」に改め、同条第七号中「三千七百八十円」を「三千九百七十円」に改め、同条第八号中「二万五千五百円」を「二万七千三百円」に改め、同条第九号及び第十号中「三千四百十円」を「三千五百九十円」に改め、同条第十一号中「二万三千六百円」を「二万五千円」に改め、同号ただし書中「七千五百三十円」を「七千九百六十円」に改め、同条第十二号イ中「二万三千六百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ及びハ中「一万六千三百円」に改め、同条第十三号中「七千六百五十円」を「八千三百十円」に改め、同条第十四号中「二万三千六百円」を「二万五千円」に改め、同号ただし書中「七千三百十円」を「七千七百三十円」に改め、同条第十五号イ中「二万六千四百円」を「二万七千九百円」に改め、同号ロ及びハ中「一万六千九百円」を「一万七千八百円」に改め、同条第十六号中「九千円」を「九千四百七十円」に改め、同条第十七号中「五千八百七十円」を「六千二百三十円」に改め、同条第十八号イ中「五万八千円」を「五万二千三百円」に改め、同号ロ中「九万三千三百円」を「九万五千九百円」に改め、同条第十九号中「五千八百九十円」を「六千二百六十円」に改め、同条第二十一号中「四千五百円」を「四千七百八十円」に改め、同条第二十二号中「三千六百円」を「三千八百十円」に改め、同条第二十三号中「四千三百三十円」を「四千五百八十円」に改め、同条第二十四号中「三千五百八十円」を「三千八百円」に改め、同条第二十五号中「四千三百円」を「四千五百六十円」に改め、同条第二十七号イ中「四万二千九百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ロ中「一万九千四百円」を「二万六千四百円」に改め、同号ハ中「一万二千二百円」を「一万二千九百円」に改め、同条第二十八号イ中「四万五千三百円」を「四万八千円」に改め、同号イただし書中「一万九千九百円」を「二万千円」に改め、同号ロ中「二万三千五百円」を「二万四千九百円」に改め、同号ロただし書中「一万四百円」を「一万千円」に改め、同号ハ中「一万七千四百円」を「一万八千四百円」に改め、同号ハただし書中「八千三百四十円」を「八千八百六十円」に改め、同条第二十九号中「三千五百八十円」を「三千七百九十円」に改め、同条第三十号中「一万七千五百円」を「一万八千五百円」に改め、同条第三十一号中

「免許 五千八百二十円」を「免許の申請に対する審査 六千八百円」に改め、同条第三十二号中「九千四百七十円」を「九千九百七十円」に改め、同条第三十三号中「三千七十円」を「三千二百五十円」に改め、同条第三十四号中「三千五百七十円」を「三千七百八十円」に改め、同条第三十五号中「一万五千四百円」を「一万六千三百円」に改め、同条第三十六号中「四万二千三百円」を「四万四千八百円」に改め、同条第三十七号中「六千九百八十円」を「七千三百円」に改め、同条第三十八号中「一万四千二百円」を「一万四千九百円」に改め、同条第三十九号中「一万四千四百円」を「一万二千円」に改め、同条第四十号中「六千六百九十円」を「七千五十円」に改め、同条第四十一号中「二千五百二十円」を「二千六百六十円」に改め、同条第四十二号中「四千二百円」を「四千四百四十円」に改め、同条第四十三号中「四千三百三十円」を「四千三百六十円」に改め、同条第四十五号中「二千九百円」を「三千五十円」に改め、同条第四十七号イ中「一万二千三百円」を「一万三千元」に改め、同号口中「四千三百三十円」を「四千三百六十円」に改め、同条第四十八号イ中「一万五千三百円」を「一万六千二百円」に改め、同号口からホまでの規定中「四千三百三十円」を「四千三百六十円」に改め、同条第五十二号イ中「二万三千四百円」を「二万四千六百円」に改め、同号口中「一万元円」を「一万千五百円」に改め、同条第五十三号イ及びハ中「七百九十円」を「八百三十円」に改め、同号二中「三百六十円」を「三百八十円」に改め、同条第五十四号中「一万七千五百円」を「一万八千五百円」に改め、同条第五十五号中「八万三千四百円」を「八万八千二百円」に改め、同条第五十六号中「六万三千五百円」を「六万七千円」に改め、同条第五十七号及び第五十八号中「八千四百七十円」を「九千円」に改め、同条第五十九号中「五千八百二十円」を「六千八百八十円」に改め、同条第六十一号中「三千三百九十円」を「三千五百八十円」に改め、同条第六十二号中「三千七百八十円」を「四千円」に改め、同条第六十三号中「三万六百元」を「三万二千四百円」に改め、同条第六十四号中「一万二千四百円」を「一万三千元」に改め、同条第六十五号から第六十八号までの規定中「一万四千四百円」を「一万千八百円」に改め、同条第六十九号中「三万六百元」を「三万二千四百円」に改め、同条第七十号中「一万二千四百円」を「一万三千元」に改め、同条第七十一号イ中「七千四百八十円」を「七千九百十円」に改め、同号口中「二千二百円」を「二千二百九十円」に改め、同号ハ中「三千九十円」を「三千二百四十円」に改め、同条第七十二号中「一万五千七百円」を「一万六千四百円」に改め、同条第七十三号中「七千五百九十円」を「八千三十円」に改め、同条第七十四号中「三万四千四百円」を「三万三千二百円」に改め、同条第七十五号中「一万二千七百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第七十六号中「三万五千五百円」を「三万三千三百円」に改め、同条第七十七号中「一万二千七百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第七十八号中「七千五百九十円」を「八千三十円」に改め、同条第七十九号中「二千二百四十円」を「二千三百三十円」に改め、同条第八十号中「三千九十円」を「三千二百四十円」に改め、同条第八十一号中「二千二百十円」を「二千三百円」に改め、同条第八十二号中「三千五十円」を「三千二百十円」に改め、同条第八十三号中「二千二百五十円」を「二千三百四十円」に改め、同条第八十四号中「三千九十円」を「三千二百四十円」に改

め、同条第八十五号中「二千二百円」を「二千二百九十円」に改め、同条第八十六号中「三千九十円」を「三千二百四十円」に改め、同条第八十七号中「二千二百十円」を「二千三百円」に改め、同条第八十八号中「三千四十円」を「三千百八十円」に改め、同条第八十九号中「二千二百十円」を「二千三百七十円」を「二千三百六十円」に改め、同条第九十二号中「三千百十円」を「三千二百六十円」に改め、同条第九十三号中「二千二百七十円」を「二千三百六十円」に改め、同条第九十四号中「三千百十円」を「三千二百六十円」に改め、同条第九十六号中「三千百十円」を「三千二百六十円」に改め、同条第九十八号中「三千九十円」を「三千二百四十円」に改め、同条第九十九号中「二千二百円」を「二千二百九十円」に改め、同条第一百一号中「十五万七千五百円」を「十六万七千四百円」に改め、同号口中「十三万八千七百円」を「十四万七千四百円」に改め、同号ハ中「七千八百円」を「八千二百三十円」に改め、同号ニ中「十三万八千七百円」を「十四万七千四百円」に改め、同号ホ及びヘ中「六万八千八百円」を「六万五千六百円」に改め、同条第一百二号イ中「十四万五千円」を「十五万四千百円」に改め、同号口中「十二万九百円」を「十二万八千五百円」に改め、同号ハ中「四千九百十円」を「五千九十円」に改め、同号ニ中「十二万九百円」を「十二万八千五百円」に改め、同号ホ及びヘ中「四万九千五百円」を「五万二千五百円」に改め、同条第一百三号イ中「九万四千六百円」を「十万五百円」に改め、同号口中「八万九千四百円」を「九万五千円」に改め、同号ハ中「五万円」を「五万三千円」に改め、同号ニ中「一万千七百円」を「一万二千三百円」に改め、同号ホ中「四万七千百円」を「四万九千九百円」に改め、同号ヘ中「四万二千円」を「四万四千五百円」に改め、同号ト中「三万五千二百円」を「三万七千三百円」に改め、同号チ中「四万二千円」を「四万四千五百円」に改め、同号リ中「三万五千二百円」を「三万七千三百円」に改め、同条第一百四号イ中「五万三千四百円」を「五万六千七百円」に改め、同号口中「五万五百円」を「五万三千六百円」に改め、同号ハ中「二万五千四百円」を「二万六千九百円」を「二万六千九百円」に改め、同号チ中「二万六千五百円」を「二万八千円」に改め、同号ト中「二万五千四百円」を「二万六千九百円」に改め、同号チ中「二万五千五百円」を「二万八千円」に改め、同号ホ中「二万七千五百円」を「二万九千百円」に改め、同号ヘ中「二万七千七百円」を「二万九千八百円」を「二万九千八百円」に改め、同号ニ中「四万二千二百円」を「四万三千四百円」に改め、同号ハ中「四万三千四百円」を「四万六千円」に改め、同号ニ中「四万二千二百円」を「四万三千七百円」に改め、同号ホ中「三万七千六百円」を「三万九千八百円」に改め、同号チ中「三万四千二百円」を「三万七千六百円」を「三万九千八百円」に改め、同号ト中「三万七千六百円」を「三万九千八百円」に改め、同号チ中「三万二千三百円」を「三万四千二百円」に改め、同条第一百六号イ中「四万九千九百円」を「五万二千九百円」に改め、同号ロ及びハ中「三万五千百円」を「三万七千二百円」に改め、同条第一百七号中「二万五千三百円」を「二万六千七百円」に改め、同条第一百八号イ中「二十二万三千五百円」を「二十三万七千六百円」に改め、同号口中「五万五千七百円」を「五万九千百円」に改め、

同号二中「九万千三百円」を「九万七千円」に改め、同号ホ中「五万五千八百円」を「五万九千二百円」に改め、同条第九号イ(1)中「七万四千三百円」を「七万八千九百円」に改め、同号イ(2)中「五万五千四百円」を「五万八千八百円」に改め、同号イ(3)中「二万五千円」を「二万六千四百円」に改め、同号イ(4)中「七万四千三百円」を「七万八千九百円」に改め、同号イ(5)中「五万五千四百円」を「五万八千八百円」に改め、同号イ(6)から(10)までの規定中「二万五千円」を「二万六千四百円」に改め、同号ロ(1)中「十三万三千九百円と三千三百十円」を「十四万二千三百円と三千三百十円」に改め、同号ロ(2)中「十万九千八百円と千五百六十円」を「十一万六千七百円と千六百六十円」に改め、同号ロ(3)中「五万八千五百円と五百十円」を「六万二千百円と五百四十円」に改め、同号ロ(4)中「十三万三千九百円と三千三百十円」を「十四万二千三百円と三千三百十円」に改め、同号ロ(5)中「十万九千八百円と千五百六十円」を「十一万六千七百円と千六百六十円」に改め、同号ロ(6)から(10)までの規定中「五万八千五百円と五百十円」を「六万二千百円と五百四十円」に改め、同条第十号イ中「十三万三千九百円と三千三百十円」を「十四万二千三百円と三千三百十円」に改め、同号ロ中「十万九千八百円と千五百六十円」を「十一万六千七百円と千六百六十円」に改め、同号ハ中「五万八千五百円と五百十円」を「六万二千百円と五百四十円」に改め、同号ニ中「十三万三千九百円と三千三百十円」を「十四万二千三百円と三千三百十円」に改め、同号ホ中「二万四千二百円」を「二万五千六百円」に改め、同条第十二号中「第二条」の下に「の規定」を加え、同号イ(1)から(3)までの規定中「十三万三千九百円と三千三百十円」を「十四万二千三百円と三千三百十円」に、「一万四百円」を「一万千円」に改め、同号ロ(1)から(6)までの規定中「十万九千八百円と千五百六十円」を「十一万六千七百円と千六百六十円」に、「八千三百六十円」を「八千八百九十円」に改め、同号ハ中「五万八千五百円と五百十円」を「六万二千百円と五百四十円」に、「五千二百二十円」を「五千五百五十円」に改め、同号ニ中「七万四千三百円」を「七万八千九百円」に改め、同号ロ中「五万五千四百円」を「五万八千八百円」に改め、同号ハ中「二万五千円」を「二万六千四百円」に改め、同号ニ中「七万四千三百円」を「七万八千九百円」に改め、同号ホ中「五万五千四百円」を「五万八千八百円」に改め、同号ヘからヌまでの規定中「二万五千円」を「二万六千四百円」に改め、同条第十四号イ中「十五万八千三百円」を「十六万八千三百円」に改め、同号ロ中「十三万九千四百円」を「十四万八千二百円」に改め、同号ハ中「十万四百円」を「十万六千七百円」に改め、同号ニ中「十三万九千四百円」を「十四万八千二百円」に改め、同条第一百

五号イ中「十五万三千円」を「十六万二千七百円」に改め、同号ロ中「十二万八千七百円」を「十三万六千八百円」に改め、同号ハ中「八万三千三百円」を「八万六千三百円」に改め、同号ニ中「十二万八千七百円」を「十三万六千八百円」に改め、同条第百十六号中「三万九千六百円」を「四万二千円」に改め、同条第百十七号中「三万二百円」を「三万二千円」に改め、同条第百十八号中「十五万八千三百円」を「十六万八千三百円」に改め、同条第百十九号中「十四万五千七百円」を「十五万四千九百円」に改め、同条第百二十号中「七万三千二百円」を「七万七千七百円」に改め、同条第百二十一号中「五万八百元」を「五万三千九百元」に改め、同条第百二十二号中「一万八千九百元」を「二万円」に改め、同条第百二十三号イ(1)中「七万四千三百円」を「七万八千九百元」に改め、同号イ(2)中「五万五千四百円」を「五万八千八百円」に改め、同号イ(3)中「二万五千円」を「二万六千四百円」に改め、同号イ(4)中「七万四千三百円」を「七万八千九百元」に改め、同号イ(5)中「五万五千四百円」を「五万八千八百円」に改め、同号イ(6)から(10)までの規定中「二万五千円」を「二万六千四百円」に改め、同号ロ(1)中「十三万三千九百元と三千三百円」を「十四万二千三百円と三千三百三十円」に改め、同号ロ(2)中「十万九千八百円と千五百六十円」を「十一万六千七百円と千六百六十円」に改め、同号ロ(3)中「五万八千五百円と五百十円」を「六万二千円と五百四十円」に改め、同号ロ(4)中「十三万三千九百元と三千三百十円」を「十四万二千三百円と三千三百三十円」に改め、同号ロ(5)中「十万九千八百円と千五百六十円」を「十一万六千七百円と千六百六十円」に改め、同号ロ(6)から(10)までの規定中「五万八千五百円と五百十円」を「六万二千円と五百四十円」に改め、同条第百二十四号中「二千九百十円」を「二千二百八十円」に改め、同条第百二十五号中「三千四百十円」を「三千二百九十円」に改め、同条第百二十六号中「五千八百二十円」を「六千八百十円」に改め、同条第百二十七号中「九千八百円」を「一万三百円」に改め、同条第百二十八号中「二千九百六十円」を「三千三百十円」に改め、同条第百二十九号中「三千七百円」を「三千九百十円」に改め、同条第百三十号イからトまでの規定中「三万六千五百円」を「三万八千七百円」に改め、同号チ中「四万七千円」を「四万九千九百円」に改め、同条第百三十一号及び第百三十二号中「一万五千九百円」を「一万六千八百円」に改め、同条第百三十三号中「千六百二十円」を「千六百七十円」に改め、同条第百三十四号中「一万四千九百円」を「一万五千六百円」に改め、同条第百三十五号中「九千七百六十円」を「一万二千二百円」に改め、同条第百三十六号及び第百三十七号中「二千九十円」を「二千二百十円」に改め、同条第百三十八号中「四千三百九十円」を「四千六百六十円」に改め、同条第百三十九号中「三千八百九十円」を「四千三百十円」に改め、同条第百四十号中「二万五百円」を「二万六千六百円」に改め、同条第百四十一号中「一万千三百円」を「一万九千九百円」に改め、同条第百四十二号中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改め、同条第百四十三号中「九万四千九百円」を「十万七千七百円」に改め、同条第百四十五号中「五千七百二十円」を「六千六十円」に改め、同条第百四十六号中「二千四百四十円」を「二千五百八十円」に改め、同条第百四十七号中「四千二百円」を「四千四百五十円」に改め、同条第百四十八号中「三千二百七十円」を「三千四百六十円」に改め、同条第百四十九号中「二千五百三十円」を「二千六百七十円」に改め、同条第百五十号中「二千九百八十円」を「三千百六十円」に改め、同条第百五十一号中「二千六百七十円」を「二千八百二十円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十五号

岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

岡山県精神保健福祉センター条例（昭和四十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「千五十円」を「千百円」に改め、同項第二号中「四千九百十円」を「五千九百十円」に改め、同項第三号中「千八百十円」を「千九百十円」に改め、同項第四号中「八百九十円」を「九百三十円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二の一の表健康診断部門の項中「四一、一〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に改め、同表健康増進部門の項中「一、三一〇円」を「一、三四〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、〇九〇円」に、「八、二三〇円」を「八、四一〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に改め、同表スポーツ医学部門の項中「八、二五〇円」を「八、四三〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表学習部門の項中「三、九三〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、三一〇円」を「一、三四〇円」に改め、同表研修部門の項中「一三、四四〇円」を「一三、七四〇円」に、「四、四八〇円」を「四、五八〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三三〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七二〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に、「二四五、八〇〇円」を「二四九、一〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十七号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の五の口中「第二の一のイ」を「第二の一のイの(1)」に、「場合」を「場合（従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、政令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。ハ及びニ並びに第二の一のロにおいて同じ。）により調理された食品を販売する場合を除く。）」に改め、同五のハ中「場合」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第二の一のイにおいて同じ。）」を加え、同五中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合には、三のチ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに四のトの規定を適用しない。

別表の第二の一を次のように改める。

一 飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を設けること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を設けること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を設けること。

ロ 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 施設（全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を設けること。

(2) 全自動調理機が、施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者が当該全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(5) 全自動調理機が、調理後の食品について一定の時間を経過した場合に当該食品を提供しない機能を有すること。

(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年岡山県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中「二千三十円」を「二千五百円」に改め、同項第二号中「千円」を「千六十円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例

岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「五千二百六十円」を「五千五百七十円」に改め、同項第二号中「一万六千五百円」を「一万七千三百円」に改め、同項第三号及び第四号中「三千七十円」を「三千二百四十円」に改め、同項第五号中「五千九百十円」を「六千二百十円」に改め、同項第六号及び第七号中「三千五百十円」を「三千三百三十円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十号

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。
第二条第九号中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改め、同条第十号中「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改め、同条第十一号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十二項」に改め、同条第十二号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の資格」を削り、「第十八条の六に規定する資格をいう」を「第十八条の二十九の地域限定保育士を含む」に、「を有する」を「の資格を有する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同条第四項中「第五十九条第四号」を「第五十九条第五号」に、「第一百一条第四号」を「第一百一条第六号」に

改め、同条第六項中「又は」を「(法第十八条の二十九の地域限定保育士を含む。以下同じ。)又は」に改める。

第二十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八のことも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第三十七条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第三十八条第五号中「第五十九条第八号及び第一百一条第七号」を「第五十九条第九号及び第一百一条第九号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十七条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十九条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十一条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十九条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第一百条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百一条中第八号を第十号とし、同条第七号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百二条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者
四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百十三条第二項第二号中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)」を削る。

附則第六条中「法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十三号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「」又は「保育士」の下に「(法第十八条の二十九の地域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十四号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「児童の生活指導を行う者をいう。以下」を「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下この号及び第五十三条第一項第二号において」に改め、「」及び「保育士」の下に「(法第十八条の二十九の地域限定保育士を含む。以下この号及び第五十三条第一項第二号において同じ。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項の表備考一中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項の保育士登録又は同法第十八条の二十八第二項の地域限定保育士登録（以下この一において「登録」という。）」に改め、「同項の」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十六号

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 児童福祉法第十八条の二十八第一項の規定による地域限定保育士試験の実施 一万二千七百円

二の三 児童福祉法第十八条の三十三第三項の規定による地域限定保育士登録の申請に対する審査 四千二百円

第二条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 児童福祉法施行令第二十条の六において準用する同令第十七条第一項の規定による地域限定保育士登録証の書換え交付 千六百円

四の三 児童福祉法施行令第二十条の六において準用する同令第十八条第一項の規定による地域限

定保育士登録証の再交付 千百円

第二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 児童福祉法施行規則第六条の五十四において準用する同令第六条の十一の二第一項の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 二千四百円

第二条第六号中「九千六百四十円」を「一万円」に改め、同条第七号中「千六百九十円」を「千七百八十円」に改め、同条第八号中「千二百八十円」を「千三百四十円」に改め、同条第九号中「二千七百八十円」を「二千九百四十円」に改め、同条第十号中「二千八百八十円」を「三千二十円」に改め、同条第十一号中「六万六千六百円」を「六万八千九百円」に改め、同条第十二号中「三万五千六百円」を「三万六千七百円」に改め、同条第十三号中「六万七千六百円」を「六万九千九百円」に改め、同条第十四号中「三万五千百円」を「三万六千二百円」に改め、同条第十五号中「二千八百九十円」を「三千五十円」に改め、同条第十六号中「三千五百三十円」を「三千七百三十円」に改める。

第三条第一項中「又は第五号」を「、第二号の二、第五号又は第五号の二」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十七号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表三〇一会議室の項中「六、六九〇円」を「六、八四〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「三三、二八〇円」を「三三、三五〇円」に、「四、四九〇円」を「四、五九〇円」に改め、同表三〇二会議室の項中「七五〇円」を「七六〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇一〇円」に改め、同表四〇一会議室の項中「三、九四〇円」を「四、〇三〇円」に、「五、四九〇円」を「五、六一〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表七〇一会議室の項中「七五〇円」を「七六〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇一〇円」に改め、同表七〇二会議室の項から七〇四会議室の項までの規定中「一、三二〇円」を「一、三四〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七九〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五九〇円」に改め、同表七〇五会議室の項及び七〇六会議室の項中「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四六〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇四〇円」に改め、同表七〇七会議室の項及び七〇八会議室の項中「一、三二〇円」を「一、三四〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七九〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五九〇円」に改め、別表の三の表プロジェクトの項中「九七〇円」を「九九〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十八号

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（令和七年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「保育士」の下に「（法第十八条の二十九の地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二十一条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八のことも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十九号

岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成二十九年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十二条とし、第十七条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

第十八条 算定政令第十一条の二第三項の条例で定める基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十九条 算定政令第十一条の二第四項に規定する条例で定める数は、当該市町村に係る同項第一号

に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第二十条 算定政令第十一条の二第五項に規定する条例で定める数は、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第二十一条 算定政令第十一条の二第七項の条例で定める範囲は、〇・七以上一未満とする。

附則第四項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、附則第四項を削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 令和八年度において各市町村から徴収すべき納付金の額の通知は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例(以下「新条例」という。)第三条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により行った通知は、施行日において新条例第三条の規定により行われたものとみなす。

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第四十号

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例(平成三年岡山県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表大展示場の項中「六〇、四二〇円」を「六一、八〇〇円」に改め、同表中展示場の項中「四〇、九九〇円」を「四一、九三〇円」に改め、同表小展示場の項中「三〇、七六〇円」を「三一、四六〇円」に改め、同表屋外展示場の項中「九、四三〇円」を「九、六四〇円」に改め、別表の二の表冷暖房設備の項中「二五、五九〇円」を「二六、一七〇円」に、「二七、三八〇円」を「二七、七七〇円」に、「九、五三〇円」を「九、七四〇円」に改め、同表水道設備の項中「四八〇円」を「四九〇円」に改め、別表の三の表国際会議場の項中「一〇、四二〇円」を「一〇、六五〇円」に改め、同表バンケットホールの項中「五、二六〇円」を「五、三八〇円」に改め、同表中会議室の項中「三、〇一〇円」を「三、〇七〇円」に改め、同表小会議室の項中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に改め、同表レストラン・売店の項中「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に改め、別表の四の表同時

通訳装置の項中「三三、六八〇円」を「三四、四五〇円」に改め、同表会議進行管理表示装置の項中「二二、四五〇円」を「二二、九六〇円」に改め、同表ビデオプロジェクターの項及び可動席装置の項中「五六、一五〇円」を「五七、四四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例(平成二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表研究室(大)の項中「五〇、一六〇円」を「五一、三二〇円」に改め、同表研究室(小)の項中「四二、九九〇円」を「四三、九七〇円」に改め、同表セミナー室の項中「一、九七〇円」を「二、〇一〇円」に改め、同表会議室の項中「五八〇円」を「五九〇円」に改め、別表の二の表分析機器の項中「三、六六〇円」を「三、七四〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「九、四二〇円」を「九、六三〇円」に、「一四、〇五〇円」を「一四、三七〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に、

デジタルマイクロスコープ	一時間につき	二、一八〇円
酸素・窒素分析装置	一時間につき	一六、〇七〇円

「」に、「二、二

一〇円」を「二、二六〇円」に、「二、四二〇円」を「二、四六〇円」に、「一〇、〇九〇円」を「一〇、三二〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一二〇円」に、「一〇、八八〇円」を「一一、一三〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一七〇円」に、「一〇、三四〇円」を「一〇、五七〇円」に、「二六、七二〇円」を「二七、三三〇円」に、「一〇、〇五〇円」を「一〇、二八〇円」に、「一二九、三七〇円」を「一三三、三四〇円」に、「八六〇円」を「八七〇円」に、「八、一一〇円」を「八、二九〇円」に、「一一、一七〇円」を「一一、四二〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に、「四、二二〇円」を「四、三二〇円」に、

二色式熱画像カメラシステム	一時間につき	二、二六〇円
二色式熱画像カメラシステム	一時間につき	二、三一〇円
マルチガス分析計	一時間につき	一、〇七〇円

試験機器の項中「一、五七〇円」を「一、六〇〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「一

二、四〇〇円」を「一二、六八〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「二、〇二〇円」を「二、〇六〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「四、二七〇円」を「四、三六〇円」に、「一八、六八〇円」を「一九、一〇〇円」に、「二六、九一〇円」を「二七、五二〇円」に、「三〇、〇六〇円」を「三〇、七五〇円」に、「一四、七五〇円」を「一五、〇八〇円」に、「六〇、一九〇円」を「六一、五七〇円」に、「七六、六八〇円」を「七八、四四〇円」に、「三二、四九〇円」を「三三、二三〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三八〇円」に、「三一、五八〇円」を「三二、三〇〇円」に、「六、三六〇円」を「六、五〇〇円」に、「一七、七一〇円」を「一八、一一〇円」に、

「荷重下膨張試験装置」を

荷重下膨張試験装置	八時間につき	五六、九二〇円
-----------	--------	---------

「合成ガス炉システム」を

合成ガス炉システム	八時間につき	五八、二二〇円
自動滴定装置	一時間につき	八一、六六〇円
		一、一六〇円

に改め、同表

試作加工機器の項中「四九〇円」を「五〇〇円」に、「七九〇円」を「八〇〇円」に、「三、六二〇円」を「三、七〇〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五七〇円」に、「一、九八〇円」を「二、〇二〇円」に、「五〇、〇九〇円」を「五一、二四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「四、五四〇円」を「四、六四〇円」に、「一七、三六〇円」を「一七、七五〇円」に、「一五、二四〇円」を「一五、五九〇円」に、「二、八五〇円」を「二、八九〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五一〇円」に改め、同表計測機器の項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例

岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表の一の表大会議室の項中「六、八〇〇円」を「六、九五〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、一四〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六八〇円」に改め、同表中会議室の項中「二、九五〇円」を「三、〇一〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表小会議室の項中「六五〇円」を「六六〇円」に改め、同表円卓会議室の項中「一、三一〇円」を「一、三四〇円」に改め、同表研修室の項中「二、〇七〇円」を「二、一一〇円」に改め、同表交流サロン（専用して利用する場合に限る。）の項中「四、二七〇円」を「四、三六〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県計量法関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
第二条の表の二の項中「七百四十円」を「七百八十円」に改め、同表の三の項中「十六万九千五百五十円」を「十七万九千五百五十円」に改め、同表の五の項中「四十四万三千六百十円」を「四十六万九千二百六十円」に改め、同表の七の項中「五万六千四百八十円」を「五万九千四百六十円」に改め、同表の八の項中「千八百三十円」を「千九百四十円」に改め、同表の九の項中「八百円」を「八百五十円」に改め、同表の十の項中「三百九十円」を「四百二十円」に改め、同表の十二の項中「二千六百八十円」を「二千八百四十円」に改め、同表の十三の項中「七千八百三十円」を「八千二百円」に改める。

別表第一の一の項イ(1)中「千五百五十円」を「千二百二十円」に改め、同イ(2)中「千三百六十円」を「千四百四十円」に改め、同イ(3)中「千七百八十円」を「千八百八十円」に改め、同イ(4)中「二千六十円」を「二千二百八十円」に改め、同イ(5)中「二千四百四十円」を「二千五百八十円」に改め、同項ロ(1)中「百十円」を「百二十円」に改め、同ロ(2)中「二百円」を「二百二十円」に改め、同項ハ(1)中「百六十円」を「百七十円」に改め、同ハ(2)中「二百円」を「二百二十円」に改め、同ハ(3)中「二百七十円」を「二百八十円」に改め、同ハ(4)中「三百六十円」を「三百八十円」に改め、同ハ(5)中「五百五十円」を「五百八十円」に改め、同ハ(6)中「九百四十円」を「九百九十円」に改め、同ハ(7)中「千六百九十円」を「千七百八十円」に改め、同ハ(8)中「二千五百八十円」を「二千七百三十円」に改め、同ハ(9)中「六千四百四十円」を「六千八百十円」に改め、同ハ(10)中「八千二百二十円」を「八千六百九十円」に改め、同ハ(11)中「一万二千二百二十円」を「一万二千七百九十円」に改め、同ハ(12)中「一万五千九十円」を「一万五千九百円」に改め、同ハ(13)中「二万二百円」を「二万二千三百十円」に改め、同ハ(14)及び(15)中「二万二千八百九十円」を「二万四千二十円」に改め、同表の二の項ハ中「百五十円」を「百六十円」に改め、同項ニ中「百七十円」を「百八十円」に改め、同表の三の項イ(1)中「六百十円」を「六百五十円」に改め、同イ(2)中「千六百八十円」を「千七百七十円」に改め、同イ(3)中「二千五百五十円」を「二千二百八十円」に改め、同項ロ中「六千七百五十円」を「七千五百五十円」に改め、同表の四の項ロ中「四百七十円」を「四百九十円」に改める。

別表第二の一の項イ中「百八十円」を「百九十円」に改め、同項ロ中「二百十円」を「二百三十円」に改め、同項ハ中「二百九十円」を「三百円」に改め、同項ニ中「三百八十円」を「四百円」に改め、同項ホ中「五百九十円」を「六百三十円」に改め、同項ヘ中「千五十円」を「千百円」に改め、同項ト中「千八百四十円」を「千九百五十円」に改め、同項チ中「三千六十円」を「三千二百三十円」に

改め、同項リ中「六千九百六十円」を「七千三百六十円」に改め、同項ヌ中「八千八百五十円」を「九千三百五十円」に改め、同項ル中「一万三千五百五十円」を「一万三千八百八十円」に改め、同項ヲ中「一万六千二百十円」を「一万六千九百九十円」に改め、同項ワ中「二万二千二百五十円」を「二万二千三百四十円」に改め、同項カ及びヨ中「二万四千四十円」を「二万五千二百四十円」に改め、同表の二の項口中「百二十円」を「百三十円」に改め、同項ハ中「百五十円」を「百六十円」に改め、同項ニ中「百九十円」を「二百円」に改める。

別表第三の一の項イ中「千三十円」を「千九十円」に改め、同項ロ(1)中「五百六十円」を「五百九十円」に改め、同ロ(2)中「九百六十円」を「千二十円」に改め、同ロ(3)中「千六百九十円」を「千七百八十円」に改め、同ロ(4)中「二千八百五十円」を「三千十円」に改め、同ロ(5)中「六千六百四十円」を「七千三十円」に改め、同ロ(6)中「八千五百十円」を「八千九百九十円」に改め、同ロ(7)中「一万二千六百四十円」を「一万三千三百四十円」に改め、同ロ(8)中「一万五千八百十円」を「一万六千六百六十円」に改め、同ロ(9)中「二万六千二百十円」を「二万六千六百七十円」に改め、同ロ(10)及び(11)中「二万三千百十円」を「二万四千二百六十円」に改め、同項ハ(1)中「百二十円」を「百三十円」に改め、同ハ(2)中「二百十円」を「二百二十円」に改め、同項ニ中「九百七十円」を「千三十円」に改め、同表の二の項イ(1)中「千六百八十円」を「千七百七十円」に改め、同イ(2)中「二千二百円」を「二千三百三十円」に改め、同項ロ(1)中「二千七百四十円」を「二千九百円」に改め、同ロ(2)中「三千五百八十円」を「三千七百八十円」に改め、同表の三の項中「六千六百四十円」を「七千三十円」に改め、同表の四の項口中「四百九十円」を「五百二十円」に改める。

別表第四の一の項イ(1)中「千四百七十円」を「千五百五十円」に改め、同イ(2)中「二千円」を「二千二百十円」に改め、同イ(3)中「二千三百二十円」を「二千四百五十円」に改め、同イ(4)中「三千三百七十円」を「三千五百六十円」に改め、同項ロ中「二百六十円」を「二百七十円」に改め、同項ハ(1)中「五百二十円」を「五百五十円」に改め、同ハ(2)中「九百四十円」を「九百九十円」に改め、同ハ(3)中「千五百七十円」を「千六百六十円」に改め、同ハ(4)中「二千二百九十円」を「二千四百十円」に改め、同ハ(5)中「三千八百四十円」を「四千六十円」に改め、同ハ(6)中「七千六十円」を「七千五百八十円」に改め、同ハ(7)中「一万千三百五十円」を「一万二千円」に改め、同ハ(8)中「一万五千八百六十円」を「一万六千七百五十円」に改め、同ハ(9)中「二万二百九十円」を「二万四千四百円」に改め、同ハ(10)中「二万三千六十円」を「二万四千二百九十円」に改め、同ハ(11)及び(12)中「三万千九百二十円」を「三万三千五百四十円」に改める。

別表第五の一の項中「一万四千百三十円」を「一万四千九百五十円」に改め、同表の二の項イ中「五千二百二十円」を「五千五百三十円」に改め、同項ロ(1)中「三千四百八十円」を「三千六百八十円」に改め、同ロ(2)中「五千五百九十円」を「五千九百十円」に改め、同ロ(3)中「八千二百三十円」を「八千七百十円」に改め、同ロ(4)中「一万九百二十円」を「一万五千五百十円」に改め、同ロ(5)及び(6)中「一万四千五百六十円」を「一万五千四百円」に改め、同項ハ中「八千二百円」を「八千六百八十円」に改め、同項ニ(1)イ中「三千三百二十円」を「三千五百十円」に改め、同ニ(1)ロ中「八千二百十円」を「八千六百九十円」に改め、同ニ(2)イ中「六百七十円」を「七百十円」に改め、同ニ(2)ロ中「八百

十円」を「八百六十円」に改め、同二(2)(イ)中「九千九百九十円」を「九千七百円」に改め、同二(3)(イ)中「五百円」を「五百三十円」に改め、同二(3)(ロ)中「六百八十円」を「七百二十円」に改め、同二(3)(ハ)中「七千三百九十円」を「七千八百十円」に改め、同表の三の項イ中「一万四千三百三十円」を「一万四千九百五十円」に改め、同項ロ中「三万五千三百四十円」を「三万七千四百円」に改める。

別表第六の二の項イ中「二万四千五百九十円」を「二万五千五百十円」に改め、同項ロ中「三万九千七百五十円」を「四万五千五百六十円」に改め、同表の三の項中「三万四千六百七十円」を「三万六千八百八十円」に改め、同表の四の項イ中「十万三千三百十円」を「十万四千三百十円」に改め、同項ロ中「十三万四千五十円」を「十四万四十円」に改め、同項ハ中「九万九千九百二十円」を「十万三千八百八十円」に改め、同項ニ中「十一万三千三百十円」を「十一万五千九百七十円」に改め、同項ホ中「十万五千六百二十円」を「十万九千九百二十円」に改め、同項ヘ中「十二万五千五百円」を「十二万六千七百四十円」に改め、同項ト中「十万六千五百六十円」を「十一万九百十円」に改め、同項チ中「十一万三千四百十円」を「十二万八千七百七十円」に改め、同項リ中「二万七千二百九十円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表研究室（大）の項中「九七、四七〇円」を「九九、七一〇円」に改め、同表研究室（小）の項中「四九、四九〇円」を「五〇、六二〇円」に改め、同表試作開発室の項中「一九三、二九〇円」を「一九七、七三〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十五号

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「牛の受精卵の雌雄判別」を「木材又は木材製品の水分測定」に改める。

別表第二畜産研究所の項を削り、同表水産研究所の項中「二三、七七〇円」を「二四、五九〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「三万五千七百二十円」を「三万六千八百六十円」に改め、同条第十四号イ中「四千八百七十円」を「五千百円」に改め、同号ロ中「七千二百七十円」を「七千四百円」に改め、同号ハ中「七千七百七十円」を「七千九百円」に改め、同号ニ中「八千二百七十円」を「八千四百円」に改め、同条第十八号中「四百六十円」を「五百円」に改め、同条第十九号及び第二十号中「八百六十円」を「八百八十円」に改め、同条第二十一号中「千九百円」を「千九百七十円」に改め、同条第二十二号中「五千八百円」を「五千九百六十円」に改め、同条第二十三号から第二十六号までの規定中「千八百円」を「千八百七十円」に改め、同条第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第二条第三十九号及び第四十号中「八千二百七十円」を「八千五百円」に改め、同条第四十一号中「三万六百元」を「三万二千四百円」に改め、同条第四十二号中「一万二千四百円」を「一万三千元」に改め、同条第四十三号イ中「七千四百八十円」を「七千九百十円」に改め、同号ロ中「二千二百円」を「二千二百九十円」に改め、同号ハ中「三千九十円」を「三千二百四十円」に改め、同条第四十四号中「三万四千四百円」を「三万三千二百円」に改め、同条第四十五号中「一万二千七百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第四十六号中「三万五千五百円」を「三万三千三百円」に改め、同条第四十七号中「一万二千七百円」を「一万三千三百円」に改め、同条第四十八号及び第四十九号中「七千五百九十円」を「八千三十円」に改め、同条第五十号中「二千二百四十円」を「二千三百三十円」に改め、同条第五十一号中「三千九十円」を「三千二百四十円」に改め、同条第五十二号中「二千百九十円」を「二千二百八十円」に改め、同条第五十三号中「三千百四十円」を「三千二百九十円」に改め、同条第五十四号中「六千五百円」を「六千七百五十円」に改め、同条第五十五号中「一万四千五百五十円」を「一万六千六百七十円」に改め、同条第五十六号中「三千六百五十円」を「三千七百九十円」に改め、

に改め、同条第五十七号中「三千百七十円」を「三千二百九十円」に改め、同条第五十八号中「三万六千五百三十円」を「三万八千四十円」に改め、同号イ中「六千二百二十円」を「六千三百五十円」に、「五千二百七十円」を「五千四百六十円」に改め、同号ロ中「三千七百三十円」を「三千八百六十円」に、「五千七百四十円」を「五千八百四十円」に改め、同条第五十九号中「二万八千五百五十円」を「三万四十円」に改め、同条第六十号中「一万七千三百三十円」を「一万八千二百二十円」に改め、同条第七十号イ中「一万五十円」を「一万四百円」に改め、同号ロ(1)中「二万六千五十円」を「一万六千百円」に改め、同号ロ(2)中「一万五十円」を「一万四百円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

岡山県家畜保健衛生所条例（昭和三十九年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「一万六千三百三十円」を「一万六千五百三十円」に改め、同項第四号中「一万五千五百五十円」を「一万八千八百八十円」に改め、同項第五号中「七百十円」を「七百二十円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県畜産関係講習手数料徴収条例（昭和六十二年岡山県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表家畜講習手数料の項中「三、四五〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表家畜人工授精等講習手数料の項中「三六、三一〇円」を「三六、九〇〇円」に、「一〇、九五〇円」を「一一、一〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十の項口中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「四、三九〇円」を「四、四九〇円」に、「二、八四〇円」を「二、九〇〇円」に、「七、八九〇円」を「八、〇七〇円」に、「五、五九〇円」を「五、七一一〇円」に、「四四、〇四〇円」を「四五、〇五〇円」に、「二八、六二〇円」を「二九、二七〇円」に、「七九、一五〇円」を「八〇、九七〇円」に、「五六、〇五〇円」を「五七、三三〇円」に、「一〇、二三〇円」を「一〇、四六〇円」に、「一六、〇二〇円」を「一六、三八〇円」に、「二〇二、四三〇円」を「二〇四、七八〇円」に、「一六〇、五二〇円」を「一六四、二二〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第十二条第一項の許可を受けている県漁港施設の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十一号

岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「四千八百円」を「五千百円」に改め、同項第九号中「十二万七千二百四十円」を「十三万四千九百八十円」に改め、同項第九号の二イ中「五万三千三十円」を「五万六千三百九十円」に改め、同号口中「九万百七十円」を「九万五千八百九十円」に改め、同項第九号の三中「四百十円」を「四百三十円」に改め、同項第九号の四中「二万九千六百十円」を「三万五千五百十円」に改め、同項第十号及び第十一号中「三万五千七百十円」を「三万七千二百六十円」に改め、同項第十二号中「二万九千六百十円」を「三万五千五百十円」に改め、同項第十三号及び第十四号中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第十五号中「十九万五百円」を「二十万四百二十円」に改め、同項第十五号の二中「十二万三千七百円」を「十三万九百十円」に改め、同項第十五号の三中「十六万三千九百五十円」を「十七万三千二百十円」に改め、同項第十六号中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第十六号の二中「二万九千六百十円」を「三万五千五百十円」に改め、同項第十七号中「三万五千七百十円」を「三万七千二百六十円」に改め、同項第十九号中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第二十号中「二万九千六百十円」を「三万五千五百十円」に改め、同項第二十号の二から第二十二号までの規定中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第二十三号の二イ中「八万二千十円」を「八万五千八百十円」に改め、同号口中「八万二千十円」を「八万五千八百十円」に、「二万八千八百四十円」を「三万六千九百十円」に改め、同項第二十三号の三イ中「一万八千九百十円」を「二万三千十円」に改め、同号口中「一万八千九百十円」を「二万三千十円」に、「一万二千二百四十円」を「一万三千二十円」に改め、同項第二十三号の四から第二十六号の四までの規定中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第二十六号の五から第二十九号までの規定中「二万九千六百十円」を「三万五千五百十円」に改め、同項第三十号中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第三十号の二から第三十一号の二までの規定中「二万九千六百十円」を「三万五千五百十円」に改め、同項第三十二号中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第三十三号から第三十五号までの規定中「二万九千六百四十円」を「三万五千五百十円」に改め、同項第三十六号中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第三十七号中「十二万七千二百四十円」を「十三万四千九百八十円」に改め、同項第三十七号の二中「十五万四千九百四十円」を「十六万三千七十円」に改め、同項第三十八号及び第三十九号中「八万二千十円」を「八万五千八百二十円」に、「二万八千八百四十円」を「三万六千九百十円」に改め、同項第三十九号の二及び第三十九号の三中「二十四万五千九百八十円」を「二十六万十円」に、「二万八千五百円」を「三万三千三十円」に改め、同項第四十号イ中「八

万二千円」を「八万五千八百円」に改め、同号口中「八万二千円」を「八万五千八百円」に、「二万八千八百四十円」を「三万六千九百九十円」に改め、同項第四十号の二及び第四十号の三中「二十四万五千九百八十円」を「二十六万十円」に、「二万八千五百円」を「三万三千三百円」に改め、同項第四十一号中「六千七百六十円」を「七千百円」に、「一万二千四百七十円」を「一万三千二百七十円」に改め、同項第四十二号から第四十二号の五までの規定中「二万九千六百六十円」を「三万五千五百円」に改め、同項第四十二号の六中「十二万七千二百四十円」を「十三万四千九百八十円」に改め、同項第四十二号の七中「十五万四千九百四十円」を「十六万三千七十円」に改め、同項第四十三号イ中「一万二千七百五十円」を「一万三千五百二十円」に、「六千三百六十円」を「六千七百四十円」に改め、同号口中「七千四百二十円」を「七千八百六十円」に、「三千百七十円」を「三千三百五十円」に改め、同項第四十四号中「一万九千九十円」を「二万二千七十円」に、「一万千六百八十円」を「一万二千三百九十円」に改め、同項第四十五号イ中「一万千六百七十円」を「一万二千三百七十円」に改め、同号口中「六千三百六十円」を「六千七百四十円」に改め、同項第四十六号中「一万三千八百十円」を「一万四千六百四十円」に改め、同項第四十六号の二及び第四十六号の三中「二万九千六十円」を「三万五千五百円」に改め、同項第五十一号中「一万九千五百二十円」を「二万七千十円」に改め、同項第五十二号中「六千八百三十円」を「七千二百五十円」に改め、同項第五十四号中「五万六千三百九十円」を「五万九千九百二十円」に改め、同項第五十五号中「三万五千九百四十円」を「三万八千五百十円」に改め、同項第六十二号イ中「九万二千二百八十円」を「九万六千九百九十円」に改め、同号口中「十三万三千三百三十円」を「十四万六千八百十円」に改め、同号ハ中「二十万五千四百十円」を「二十一万七千九百八十円」に改め、同号ニ中「二十七万六千九百五十円」を「二十九万四千二百九十円」に改め、同号ホ中「四十一万三百円」を「四十三万五千九百九十円」に改め、同号ヘ中「五十三万三千三百九十円」を「五十六万六千七百九十円」に改め、同号ト中「六十八万七千二百六十円」を「七十三万二千九百九十円」に改め、同号チ中「九十一万二千九百四十円」を「九十七万七千円」に改め、同項第六十三号イ中「六千六百九十円」を「七千五百十円」に改め、同号ロ中「九千八百十円」を「九千六百九十円」に改め、同号ハ中「一万三千五百六十円」を「一万四千三百三十円」に改め、同号ニ中「三万七千九十円」を「三万九千三百十円」に改め、同号ホ中「四万五千二百九十円」を「四万八千三十円」に改め、同号ヘ中「六万六千七十円」を「六万四千三百七十円」に改め、同項第六十四号中「三万四千六百三十円」を「三万六千四百八十円」に改め、同項第六十五号中「二万六千五十円」を「二万七千三百六十円」に改め、同項第六十五号の二イ(1)中「一万五千九百九十円」を「一万六千八百二十円」に改め、同号イ(2)中「二万七千二百二十円」を「二万八千六百四十円」に改め、同号イ(3)中「三万八千四百六十円」を「四万四千八十円」に改め、同号イ(4)中「五万六千八百円」を「五万九千七百八十円」に改め、同号イ(5)中「六万五千八十円」を「六万八千四百九十円」に改め、同号イ(6)中「八万八千七百四十円」を「九万三千四百円」に改め、同号イ(7)中「十四万九千七百七十円」を「十四万九千四百三十円」に改め、同号イ(8)中「二十一万八千八百六十円」を「二十三万三千六十円」に改め、同号イ(9)中「三十四万三千七十円」を「三十六万千円」に改め、同号イ(10)中「四十八万五千三十円」

を「五十一万五千二百円」に改め、同号イ(11)中「六十二万六千九百八十円」を「六十五万九千九百三十円」に改め、同号ロ(1)中「二万二千二百五十円」を「二万八千八百三十円」に改め、同号ロ(2)中「一万三千六百二十円」を「一万四千三百三十円」に改め、同号ロ(3)中「一万五千九百九十円」を「一万六千八百二十円」に改め、同号ロ(4)中「一万九千五百三十円」を「二万五千五百五十円」に改め、同号ロ(5)中「二万七千八百二十円」を「二万九千二百八十円」に改め、同号ロ(6)中「三万三千三百六十円」を「三万三千円」に改め、同号ロ(7)中「三万七千八百七十円」を「三万九千八百五十円」に改め、同号ロ(8)中「五万二千七十円」を「五万四千八百円」に改め、同号ロ(9)中「七万九百九十円」に改め、同号ロ(11)中「十三万四百円」を「十三万六千九百七十円」に改め、同項第六十五号の三中「六十二万六千九百八十円」を「六十五万九千九百三十円」に、「十三万四百円」を「十三万六千九百七十円」に改め、同項第六十五号の四イ中「二万二千八百九十円」を「二万三千二百六十円」に改め、同号ロ中「一万七千七十円」を「一万七千七百五十円」に改め、同号ハ中「二万五千二百四十円」に改め、同号ホ中「四万九千九百四十円」を「五万二千八百十円」に改め、同項第六十八号中「一万四千三百七十円」を「一万五千二百五十円」に改め、同項第六十九号中「九千五百十円」を「九千七百円」に改め、同項第七十号中「八千二百十円」を「八千七百十円」に改め、同項第七十三号イ(1)中「九千百十円」を「九千六百八十円」に改め、同号イ(2)中「二万二千五百五十円」を「二万三千九百六十円」に改め、同号イ(3)中「四万五千二百十円」を「四万七千九百四十円」に改め、同号イ(4)中「九万二千二百八十円」を「九万六千九百九十円」に改め、同号イ(5)中「十三万三千三百三十円」を「十四万四千六百八十円」に改め、同号イ(6)中「十八万四千六百二十円」を「十九万六千八百十円」に改め、同号イ(7)中「二十二万五千六百五十円」を「二十三万九千七百八十円」に改め、同号イ(8)中「三十一万七千九百八十円」を「三十三万七千八百九十円」に改め、同号ロ(1)中「一万三千三百二十円」を「一万四千五百十円」に改め、同号ロ(2)中「三万七千七百十円」を「三万三千七百五十円」に改め、同号ロ(3)中「六万七千六百五十円」を「七万八千八百十円」に改め、同号ロ(4)中「十二万二千九百九十円」を「十三万六千九百九十円」に改め、同号ロ(5)中「二十万四千九百九十円」を「二十一万七千八百二十円」に改め、同号ロ(6)中「二十八万六千二百七十円」を「三十万四千九百九十円」に改め、同号ロ(7)中「三十五万八千七百五十円」を「三十八万二千二百十円」に改め、同号ロ(8)中「五十万二千二百六十円」を「五十三万三千七百十円」に改め、同号ハ(1)中「九万二千八百八十円」を「九万六千九百九十円」に改め、同号ハ(2)中「十三万三千三百三十円」を「十四万六千八百十円」に改め、同号ハ(3)中「二十万五千四百十円」を「二十一万七千九百八十円」に改め、同号ハ(4)中「二十七万六千九百五十円」を「二十九万四千二百九十円」に改め、同号ハ(5)中「四十一万三百円」を「四十三万五千九百九十円」に改め、同号ハ(6)中「五十三万三千三百九十円」を「五十六万六千七百九十円」に改め、同号ハ(7)中「六十八万七千二百六十円」を「七十三万二千九百九十円」に改め、同号ハ(8)及び同項第七十四号中「九十一万二千九百四十円」を「九十七万百円」に改め、同項第七十五号中「四万八千二百四十円」を「五万二千三百十円」に改め、同項第七十六号中「二

万七千八百円」を「二万九千四百七十円」に改め、同項第七十七号イ中「七千三百円」を「七千七百三十円」に改め、同号ロ中「一万九千五百七十円」を「二万七百四十円」に改め、同号ハ中「四万二千二百円」を「四万三千六百七十円」に改め、同号ニ中「七万三千四百四十円」を「七万七千五百三十円」に改め、同号ホ中「十万九千九百九十円」を「十万八千百十円」に改め、同項第七十八号イ中「千八百四十円」を「千九百五十円」に改め、同号ロ中「二千八百六十円」を「三千三十円」に改め、同号ハ中「一万八千四百四十円」を「一万九千五百九十円」に改め、同項第七十九号中「四百九十円」を「五百十円」に改め、同項第八十一号中「三万五千七十円」を「三万七千二百六十円」に改め、同項第八十二号中「二万七千六百十円」を「二万九千三百四十円」に改め、同項第八十三号中「七百十円」を「七百五十円」に改め、同項第八十七号中「三万三千七百六十円」を「三万五千八百七十円」に改め、同項第八十八号中「二万七千六百十円」を「二万九千三百四十円」に改め、同項第八十九号イ中「二万六千六百円」を「二万八千二百四十円」に改め、同号ロ中「三万八千五百十円」を「三万二千七百七十円」に改め、同号ハ中「三万五千九十円」を「三万七千二百九十円」に改め、同号ホ中「四万三千五百九十円」を「四万六千三百三十円」に改め、同号ヘ中「五万二千九十円」を「五万五千三百七十円」に改め、同号ト中「六万四千八百三十円」を「六万八千九百四十円」に改め、同号チ中「七万七千五百八十円」を「八万二千五百円」に改め、同項第九十号中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三條の五十九第一項」に、「容積率」を「容積率又は各部分の高さ」に、「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第九十一号イ(1)(i)中「一万二千九百円」を「一万三千七百円」に改め、同号イ(2)(i)中「四万八千九百円」を「五万二千円」に改め、同号ロ(1)(i)中「一万九千五百円」を「二万七百元」に改め、同号ロ(2)(i)中「七万四千元」を「七万八千七百元」に改め、同項第九十一号のニイ(1)中「一万九千五百円」を「二万七百元」に改め、同号ロ(1)中「七万四千元」を「七万八千七百元」に改め、同項第九十三号イ(1)(i)中「二万四千四百円」を「二万五千九百円」に改め、同号イ(2)(i)中「六千四百円」を「六千八百円」に改め、同号ロ(1)(i)中「三万六千九百円」を「三万九千二百円」に改め、同号ロ(2)(i)中「九千七百元」を「一万三百円」に改め、同項第九十三号のニイ(1)中「三万六千九百円」を「三万九千二百円」に改め、同号ロ(1)中「九千七百元」を「一万三千三百円」に改め、同項第九十五号及び第九十六号中「六千四百円」を「六千八百円」に改め、同項第九十六号の二中「十七万五千六百四十円」を「十八万四千八百五十円」に改め、同項第九十七号イ(1)中「四千七百六十円」を「五千六十円」に改め、同号ロ(1)中「三万五千二百四十円」を「三万七千五百円」に改め、同項第百三号イ(1)(i)中「五千五十円」を「五千三百七十円」に改める。

別表第一中「一万四千八百七十円」を「一万五千七百七十円」に、「二万三千三百八十円」を「二万四千八百円」に、「三万六千二百二十円」を「三万八千三百四十円」に、「五万四千二百円」を「五万七千四百九十円」に、「七万七千六百十円」を「八万二千三百三十円」に、「二十万六千三百三十円」を「二十一万八千八百四十円」に、「三十五万八千三百九十円」を「三十八万二百十円」に、「五十八万七千三百四十円」を「六十二万二千七百六十円」に改める。

別表第二中「一万三千三十円」を「一万三千八百六十円」に、「一万四千四百円」を「一万五千三百二十円」に改める。

別表第二の二中「二万四千十円」を「二万五千五百五十円」に、「三万七千七百三十円」を「四万五千十円」に、「五万九千六百九十円」を「六万三千五百二十円」に、「七万七千五百三十円」を「八万二千五百十円」に改める。

別表第三中「十二万六千九百円」を「十三万三千円」に、「十六万九千二百十円」を「十七万八千百円」に、「十五万三千三十円」を「十五万七千八百六十円」に、「二十三万三千百三十円」を「二十四万五千九百円」に、「十九万九千三百五十円」を「二十万九千八百五十円」に、「三十一万九千四百四十円」を「三十三万七千四百四十円」に、「二十四万七千三百円」を「二十六万七千七百十円」に、「四十一万五千三百二十円」を「四十三万九千百三十円」に、「四十三万六千六百三十円」を「四十五万六千二百十円」に、「七十五万八千四百三十円」を「八十万三千二十円」に改める。

別表第四中「一万五千九百十円」を「一万六千八百九十円」に、「二万三千三百七十円」を「二万四千七百九十円」に、「三万五千七十円」を「三万七千二百円」に、「五万七千四百十円」を「六万九百十円」に、「七万八千七百四十円」を「八万三千四百五十円」に、「十六万四千八百六十円」を「十七万四千八百五十円」に、「二十八万七千七百五十円」を「二十九万八千九百六十円」に、「四十八万八千八十円」を「五十万九千九百四十円」に改める。

別表第四の二中「九千六百円」を「一万二百十円」に、「二万五百八十円」を「二万九百円」に、「四万五千九百七十円」を「四万八千九百二十円」に、「八万二千三百四十円」を「八万七千六百三十円」に改める。

別表第四の三中「九千六百円」を「一万二百十円」に、「一万六千八百十円」を「二万七千八百九十円」に、「二万七千四百四十円」を「二万九千二百円」に、「八万二千三百四十円」を「八万七千六百三十円」に、「十三万三百七十円」を「十三万八千七百五十円」に、「十六万四千六百八十円」を「十七万五千二百六十円」に、「二十万五千八百五十円」を「二十一万九千八十円」に改める。

別表第五中「一万五千九百十円」を「一万六千八百八十円」に、「二万二千三百円」を「二万三千六百五十円」に、「三万四千二十円」を「三万六千八十円」に、「五万四千二百円」を「五万七千四百九十円」に、「七万四千五百円」を「七万八千九百四十円」に、「十五万八千四百八十円」を「十六万八千六十円」に、「二十七万四千三百三十円」を「二十九万七千七十円」に、「四十七万五千五百八十円」を「五十万四千三百円」に改める。

別表第六中「一万四千八百五十円」を「一万五千七百六十円」に、「二万二千三百円」を「二万三千六百六十円」に、「三万二千九百五十円」を「三万四千九百四十円」に、「五万二千九十円」を「五万五千二百五十円」に、「七万二百六十円」を「七万四千四百三十円」に、「十四万二千五百七十円」を「十五万五千五百十円」に、「二十四万四千六百二十円」を「二十五万九千四百七十円」に、「四十二万四千五百十円」を「四十四万六千七百四十円」に改める。

別表第七中「二万三千八百円」を「二万五千三百円」に、「三万五千八百円」を「三万八千百円」に、「三万九千五百円」を「四万二千円」に、「五万九千三百円」を「六万三千百円」に、「六万六

千円」を「七万二百円」に、「九万八千九百円」を「十万五千二百円」に、「十万五千九百円」を「十一万二千七百円」に、「十五万八千九百円」を「十六万九千九百円」に、「十六万八千九百円」を「十七万二千二百円」に、「二十四万二千七百円」を「二十五万八千三百円」に、「二十七万五千円」を「二十九万二千六百円」に、「四十一万二千六百円」を「四十三万九千九百円」に、「三十四万八千三百円」を「三十七万六百元」に、「五十二万二千七百円」を「五十五万六千三百円」に、「三十九万五千五百円」を「四十二万九百円」に、「五十九万三千四百円」を「六十三万五千五百円」に改める。

別表第八中「十一万五千三百円」を「十二万二千七百円」に、「十七万四千三百円」を「十八万五千五百円」に、「十八万四千六百円」を「十九万六千四百円」に、「二十七万九千二百円」を「二十九万七千七百円」に、「三十六万五千五百円」を「三十八万八千五百円」に、「五十五万八千八百円」を「五十八万七千二百円」に、「六十五万四千五百円」を「六十九万六千五百円」に、「九十八万八千五百円」を「百五万二千円」に、「百十二万四千六百円」を「百十九万六千九百円」に、「百六十九万九千六百円」を「百八十万八千八百円」に、「二百八万九百円」を「二百二十一万四千七百円」に、「三百十四万四千八百円」を「三百三十四万七千円」に、「二百九十七万三千三百円」を「三百十六万四千四百円」に、「四百四十九万三千四百円」を「四百七十八万二千三百円」に、「三百六十四万二千四百円」を「三百八十七万六千六百円」に、「五百五十万四千六百円」を「五百八十五万八千五百円」に改める。

別表第九中「四千七百六十円」を「五千六十円」に、「九千六百二十円」を「一万二千三百円」に、「一万六千六百円」を「一万七千六百六十円」に、「二万七千六百二十円」を「二万九千三百九十円」に、「四万六千三百六十円」を「四万九千三百四十円」に、「八万三千九十円」を「八万八千四百三十円」に、「十三万二千二百六十円」を「十三万九千七百円」に、「十六万六千九百九十円」を「十七万六千八百七十円」に、「十七万六千七百七十円」を「十八万八千三百三十円」に改める。

別表第十中「三万五千二百四十円」を「三万七千五百円」に、「七万三千三百四十円」を「七万五千九百二十円」に、「十万四百五十円」を「十万六千九百円」に、「十四万七千九百九十円」を「十四万九千八百四十円」に、「二十万二千八百八十円」を「二十一万五千八百八十円」に、「二十九万九千九百円」を「三十万九千八百十円」に、「三十九万三千七百九十円」を「四十一万九千九百十円」に、「五十一万六千五百九十円」を「五十四万九千八百円」に、「六十万六千五百八十円」を「六十四万五千五百八十円」に改める。

別表第十一中「九千六百二十円」を「一万二百三十円」に、「二万七千六百二十円」を「二万九千三百九十円」に、「八万三千九十円」を「八万八千四百三十円」に、「十三万二千二百六十円」を「十三万九千七百円」に、「十六万六千九百九十円」を「十七万六千八百七十円」に、「二十万七千四百八十円」を「二十二万八千二百十円」に改める。

別表第十二中「十一万二千九百九十円」を「十一万九千四百円」に、「十八万六千三百円」を「十九万八千二百七十円」に、「二十九万四千円」を「三十万八千六百八十円」に、「三十七万二千六百二十円」を「三十九万六千五百七十円」に、「四十四万五千六百十円」を「四十七万四千三百十円」に、「五十一万八千七百十円」を「五十五万二千六十円」に改める。

別表第十三中「九千六百二十円」を「一万二千三百十円」に、「一万六千九百二十円」を「一万八千円」に、「二万七千六百二十円」を「二万九千三百九十円」に、「八万三千九十円」を「八万八千四百三十円」に、「十三万二千二百六十円」を「十三万九千七百円」に、「十六万六千九百九十円」を「十七万六千八百七十円」に、「二十万七千四百八十円」を「二十二万八千二百十円」に改める。

別表第十四中「二十四万八千七百六十円」を「二十六万四千七百五十円」に、「三十一万百六十円」を「三十三万百円」に、「三十九万六千九百六十円」を「四十二万二千四百八十円」に、「五十六万五千二百九十円」を「六十万六千三百十円」に、「六十九万四千四百四十円」を「七十三万九千九十円」に、「八十一万八千三百円」を「八十七万九百十円」に、「九十三万三千六百九十円」を「九十九万三千七百二十円」に改める。

別表第十四の二中「一万八千三百円」を「一万九千四百七十円」に、「二万六千七十円」を「二万七千七百四十円」に、「三万五千九百九十円」を「三万八千三百円」に、「一万九千七百二十円」を「二万九百八十円」に、「二万八千八百十円」を「三万六千六十円」に、「四万二千六十円」を「四万二千八百四十円」に改める。

別表第十四の三中「三万四千五百六十円」を「三万六千七百八十円」に、「五万二千四百十円」を「五万五千四百九十円」に、「七万二千六百九十円」を「七万七千三百六十円」に、「五万九千九百八十円」を「六万三千八百三十円」に、「八万七千八百二十円」を「九万三千四百六十円」に、「十二万九百八十円」を「十三万八千七百五十円」に、「十万八千七百八十円」を「十一万五千七百七十円」に、「十五万三千十円」を「十六万二千八百四十円」に、「二十万六千三百九十円」を「二十一万九千六百六十円」に、「十六万三千六百八十円」を「十七万四千二百円」に、「二十二万三千六百九十円」を「二十三万八千七十円」に、「二十九万五千八百五十円」を「三十一万四千八百七十円」に改める。

別表第十五中「一万九千二百十円」を「二万四百四十円」に、「三万三千三百二十円」を「二万四千八百十円」に、「二万八千四百六十円」を「三万二千八十円」に、「三万三千百九十円」を「三万五千三百二十円」に、「四万四百三十円」を「四万三千二十円」に、「四万六千二百十円」を「四万九千八十円」に、「十万二千五百十円」を「十万九千百円」に、「十万九千二百三十円」を「十一万六千二百五十円」に、「十五万四千四百円」を「十六万四千三百二十円」に、「十六万七千七百五十円」を「十七万二千五百十円」に、「十九万千六百十円」を「二十万三千四百五十円」に、「二十万六千二百十円」を「二十一万三千五百十円」に、「二十三万七千三百八十円」を「二十五万二千六百四十円」に、「二十四万七千八百九十円」を「二十六万三千八百二十円」に改める。

別表第十六中「八万九千二百円」を「九万四千九百三十円」に、「二十三万三千二百九十円」を「二十四万八千二百九十円」に、「十一万八千六百八十円」を「十二万六千三百十円」に、「三十万六千七百十円」を「三十二万六千四百三十円」に、「十五万六千五百円」を「十六万六千五百六十円」に、「三十九万七千四十円」を「四十二万二千五百六十円」に、「二十五万四千九百九十円」を「二十七万五千三百十円」に、「五十六万六千六百十円」を「六十万二千五百六十円」に、「三十三万二千九百七十円」を「三十五万四千三百七十円」に、「六十九万七千四百七十円」を「七十四万二千三百十円」に

に、「三千九万九千四百四十円」を「四十二万四千八百円」に、「八十二万五千六百二十円」を「八十七万八千七百円」に、「四十六万八千四百八十円」を「四十九万八千六百円」に、「九十四万千七百十円」を「百万千六百八十円」に改める。

別表第十七中「一万二百円」を「一万八百五十円」に、「二万千八百八十円」を「二万三千二百八十円」に、「四万八千九百三十円」を「五万二千七十円」に、「八万七千七百八十円」を「九万三千四百二十円」に改める。

別表第十八中「一万二百円」を「一万八百五十円」に、「二万七千八百八十円」を「一万九千二百十円」に、「二万九千二百五十円」を「三万千三百十円」に、「八万七千七百八十円」を「九万三千四百二十円」に、「十三万八千九百三十円」を「十四万七千八百六十円」に、「十七万四千七百二十円」を「十八万五千九百五十円」に、「二十一万八千九百三十円」を「二十三万三千円」に改める。

別表第十九中「一万八千三百円」を「一万九千四百七十円」に、「二万六千七十円」を「二万七千七百四十円」に、「三万五千九百九十円」を「三万八千三百円」に、「一万九千七百二十円」を「二万九百八十円」に、「二万八千八百十円」を「三万六千六十円」に、「四万二百六十円」を「四万二千八百四十円」に改める。

別表第二十中「三万四千五百六十円」を「三万六千七百八十円」に、「五万二千四百十円」を「五万五千四百九十円」に、「七万二千六百九十円」を「七万七千三百六十円」に、「五万九千九百八十円」を「六万三千八百三十円」に、「八万七千八百二十円」を「九万三千四百六十円」に、「十二万九百八十円」を「十二万八千七百五十円」に、「十万八千七百八十円」を「十一万五千七百七十円」に、「十五万三千十円」を「十六万二千八百四十円」に、「二十万六千三百九十円」を「二十一万九千六百六十円」に、「十六万三千六百八十円」を「十七万四千二百円」に、「二十二万三千六百九十円」を「二十三万八千七十円」に、「二十九万五千八百五十円」を「三十一万四千八百七十円」に改める。

別表第二十一中「九万五千四十円」を「十万千五百五十円」に、「二十四万八千四百円」を「二十六万四千三百七十円」に、「十二万四千四十円」を「十二万八千八百二十円」に、「三十一万五千五百六十円」を「三十三万五千九百九十円」に、「十五万八千九百三十円」を「十六万九千四百十円」に、「四十万二千七十円」を「四十二万七千九百二十円」に、「二十五万七千八百八十円」を「二十七万四千四百六十円」に、「五十七万三千六百五十円」を「六十二万五百三十円」に、「三十三万六千八百二十円」を「三十五万八千四百七十円」に、「七十万七千三百三十円」を「七十五万二千八百十円」に、「四十万五千二百三十円」を「四十三万二千八百十円」に、「八十三万五千七百四十円」を「八十八万九千四百七十円」に、「四十七万四千七百十円」を「五十万五千二百三十円」に、「九十五万三千六百四十円」を「百一万四千九百五十円」に改める。

（岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正）

第二条 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例（令和五年岡山県条例第五号）附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手

令和8年3月24日 岡山県公報 号外

法第三十二條 第一項 第三号 に掲げる施設	法第三十二條 第二項 第五号に規定する自動車運行装置による	地下に設けるもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	法第三十二條 第一項 に掲げる物件	法第三十二條 第一項 に掲げる物件	法第三十二條 第一項 に掲げる物件	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	年	年	年	年
																		占用面積一平方メートルにつき	占用面積一平方メートルにつき	表示面積一平方メートルにつき	一個につき
三九円	一二円	二、三〇〇円	一、二〇〇円	八二〇円	四七〇円	三五〇円	二二〇円	一七〇円	一一〇円	八二円	三、九〇〇円	三三、〇〇〇円	一、六〇〇円	三、九〇〇円	一、二〇〇円	五〇〇円	三六〇円	三二〇円	二八〇円		
一七円	五円	一、〇〇〇円	五〇〇円	三五〇円	二〇〇円	一五〇円	一〇〇円	七六円	五〇円	三五円	一、七〇〇円	五、四〇〇円	七一〇円	一、七〇〇円	七〇〇円	三六〇円	三二〇円	二八〇円			
一二円	四円	七二〇円	三六〇円	二五〇円	一四〇円	一一〇円	七二円	五四円	三六円	二五円	一、二〇〇円	一、九〇〇円	五〇〇円	一、二〇〇円	五〇〇円	三六〇円	三二〇円	二八〇円			
一〇円	三円	六一〇円	三二〇円	二二〇円	一一〇円	九二円	六一円	四六円	三二円	二二円	一、〇〇〇円	九〇〇円	四三〇円	一、〇〇〇円	四三〇円	三二〇円	二八〇円				
九円	三円	五六〇円	二八〇円	二〇〇円	一一〇円	八五円	五六円	四二円	二八円	二〇円	九四〇円	五八〇円	三九〇円	九四〇円	三九〇円	二八〇円					

「一八円」を「一八円九〇銭」に、「八円九〇銭」を「九円三〇銭」に改め、同表ビクターパースの項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同表小型船舶係留施設の項中「四、三九〇円」を「四、四九〇円」に、「二、八四〇円」を「二、九〇〇円」に、「五、八二〇円」を「五、九五〇円」に、「三、九四〇円」を「四、〇三〇円」に、「六、四七〇円」を「六、六一〇円」に、「四、四八〇円」を「四、五八〇円」に、「七、八九〇円」を「八、〇七〇円」に、「五、五九〇円」を「五、七一〇円」に、「四四、〇四〇円」を「四五、〇五〇円」に、「二八、六二〇円」を「二九、二七〇円」に、「五八、二五〇円」を「五九、五八〇円」に、「三九、五六〇円」を「四〇、四六〇円」に、「六四、八六〇円」を「六六、三五〇円」に、「四五、〇七〇円」を「四六、一〇〇円」に、「七九、一五〇円」を「八〇、九七〇円」に、「五六、〇五〇円」を「五七、三三〇円」に、「一〇、二三〇円」を「一〇、四六〇円」に、「一一、七五〇円」を「一二、〇二〇円」に、「一四、四九〇円」を「一四、八二〇円」に、「一六、〇二〇円」を「一六、三八〇円」に、「一〇二、四三〇円」を「一〇四、七八〇円」に、「一一七、六二〇円」を「一二〇、三二〇円」に、「一四五、一三〇円」を「一四八、四六〇円」に、「一六〇、五二〇円」を「一六四、二一〇円」に改め、同表野積場及び港湾施設用地（臨港交通施設及び船舶役務用施設の敷地に限る。以下同じ。）の項中「四円七八銭」を「五円四銭」に、「三円六八銭」を「三円八八銭」に、「二円三八銭」を「二円五一銭」に、「一六七円」を「一七六円」に、「一二四円」を「一三〇円」に、「八〇円」を「八四円」に改め、同表上屋（鉄鋼上屋及びくん蒸上屋を除く。）の項中「一七円」を「一八円」に、「三五円」を「三六円」に、「九七〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同表鉄鋼上屋の項及びくん蒸上屋の項中「二二円」を「二四円」に、「四〇円」を「四二円」に、「九三〇円」を「九八〇円」に改め、同表固定式荷役機械の項中「五、八一〇円から一七、四七〇円」を「六、一二〇円から一八、四三〇円」に、「六八五、九〇〇円から九一四、六〇〇円」を「七二三、六〇〇円から九六四、九〇〇円」に改め、同表移動式荷役機械（コンテナ荷役機械を除く。）の項中「二七、九九〇円」を「二九、五二〇円」に、「二、九四四、三一〇円」を「三、一〇六、二四〇円」に改め、同表コンテナ荷役機械の項中「三二、六四〇円」を「三四、四三〇円」に改め、同表木材整理場の項中「七円三八銭」を「七円七八銭」に改め、同表の備考十一中「四円六〇銭」を「四円八〇銭」に、「五円六銭」を「五円二八銭」に、「六円二〇銭」を「六円五〇銭」に、「六円八二銭」を「七円一五銭」に、「三円一〇銭」を「三円二〇銭」に、「三円四一銭」を「三円五二銭」に、「六円九〇銭」を「七円二〇銭」に、「七円五九銭」を「七円九二銭」に、「九円二〇銭」を「九円七〇銭」に、「一〇円二銭」を「一〇円六七銭」に、「一三円四〇銭」を「一四円一〇銭」に、「一四円七四銭」を「一五円五一銭」に、「一八円」を「一八円九〇銭」に、「一九円八〇銭」を「二〇円七九銭」に、「八円九〇銭」を「九円三〇銭」に、「九円七九銭」を「一〇円二三銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第七条第二項の知事の許可を受けている港湾施設の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

岡山県牛窓ヨットハーバー条例(昭和六十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表デザインギーヨットの項中「六、四七〇円」を「六、六一〇円」に、「三九、三五〇円」を「四〇、二五〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に、「七、七九〇円」を「七、九六〇円」に、「五二、四二〇円」を「五三、六二〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「八、九九〇円」を「九、一九〇円」に、「六五、六二〇円」を「六七、一二〇円」に改め、同表クルーザーヨットの項中「二二、八五〇円」を「二三、三七〇円」に、「二二八、六九〇円」を「二三三、九四〇円」に、「三〇、四四〇円」を「三一、一四〇円」に、「三〇四、五五〇円」を「三一、五五〇円」に、「三八、一四〇円」を「三九、〇一〇円」に、「三八一、五〇〇円」を「三九〇、二七〇円」に、「四八、三五〇円」を「四九、四六〇円」に、「四八三、七八〇円」を「四九四、九〇〇円」に、「六一、一〇〇円」を「六一、五〇〇円」に、「六一一、三三〇円」を「六一五、三八〇円」に、「一一、六二〇円」を「一二、九一〇円」に、「一二六、四三〇円」を「一二九、三三〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、七三〇円」を「三、八一〇円」に、「四、九五〇円」を「五、〇六〇円」に、「二七、九一〇円」を「二八、五五〇円」に、「二七九、二五〇円」を「二八五、六七〇円」に、「三六、八一〇円」を「三七、六五〇円」に、「三六八、三三〇円」を「三七六、八〇〇円」に、「四五、七二〇円」を「四六、七七〇円」に、「四五七、三八〇円」を「四六七、八九〇円」に、「五三、五二〇円」を「五四、七五〇円」に、「五三五、四五〇円」を「五四七、七六〇円」に、「六七、四九〇円」を「六九、〇四〇円」に、「六七五、〇九〇円」を「六九〇、六一〇円」に、「一三、八四〇円」を「一四、一五〇円」に、「一三八、五三〇円」を「一四一、七一〇円」に改め、別表の二の表一般利用の項中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「三、二六〇円」を「三、三三〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「三、九二〇円」を「四、〇一〇円」に改め、同表宿泊利用の項中「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に改め、別表の三の表ヨットの全長が七メートル未満のものの中「三、七三〇円」を「三、八一〇円」に改め、同表ヨットの全長が七メートル以上九メートル未満のものの中「四、九五〇円」を「五、〇六〇円」に改め、同表ヨットの全長が九メートル以上のものの中「六、二五〇円」を「六、三九〇円」に改め、別表の四の表中「七三〇円」を「七四〇円」に改め、別表の五の表会議室Aの項

中「一、四五〇円」を「一、四八〇円」に改め、同表会議室Bの項中「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表会議室Cの項中「九二〇円」を「九四〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に改め、別表の六の表保管庫Aの項中「六六〇円」を「六七〇円」に、「八、九九〇円」を「九、一九〇円」に、「九〇、一三〇円」を「九二、二〇〇円」に改め、同表保管庫Bの項中「五四〇円」を「五五〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三六〇円」に、「七二、一〇〇円」を「七三、七五〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二貼り紙及び貼り札等の項中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、同表立看板等の項中「四二〇円」を「四四〇円」に改め、同表広告旗、広告板（ネオン及び電光によるものを含む。）及びタシク類の項中「四一〇円」を「四三〇円」に、「八一〇円」を「八五〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二四〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表アドバルーンその他これに類するものの項中「一、三七〇円」を「一、四五〇円」に改め、同表アーチの項中「二、七五〇円」を「二、九一〇円」に改め、同表広告網その他これに類するもの項中「七一〇円」を「七五〇円」に改める。

別表第三中「三、七八〇円」を「三、九六〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表倉敷スポーツ公園の項中「六、四七〇円」を「六、六一〇円」に、「二二、四一〇円」を「二二、九二〇円」に改め、別表第二の二の表後樂園の項中「二八、一七〇円」を「二八、八一〇円」に、「九一、〇〇〇円」を「九三、〇九〇円」に、「二三三、七二〇円」を「二三九、〇八〇円」に、「四六五、五二〇円」を「四七六、二二〇円」に、「一〇、六二〇円」を「一〇、八六〇円」

に改め、同表総合グラウンドの項中「四二四、三九〇円」を「四三四、一五〇円」に改める。

別表第三中「五七〇円」を「六七〇円」に、「五円」を「六円」に、「二円」を「二五円」に、「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に改める。

別表第四後楽園の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一五、二六〇円」を「二五、六一〇円」に、「七五円」を「八〇円」に改め、同表総合グラウンドの項中「三二、九七〇円」を「三三、七二〇円」に、「四三九、七八〇円」を「四四九、八九〇円」に、「八七九、五九〇円」を「八九九、八二〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七三〇円」に、「六五、九五〇円以上一三一、九二〇円」を「六七、四六〇円以上一三四、九五〇円」に、「二一九、八八〇円」を「二三四、九三〇円」に、「八、七八〇円」を「八、九八〇円」に改める。

別表第五の二の(一)の表一般建物の項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二二〇円」に、「二、四九〇円」を「二、五四〇円」に、「九、二八〇円」を「九、四九〇円」に、「四、五八〇円」を「四、六八〇円」に改め、同表鶴鳴館の項中「七六〇円」を「七七〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に、「二二、四一〇円」を「二二、六九〇円」に、「三、三一〇円」を「三、三八〇円」に、「一八、六二〇円」を「一九、〇四〇円」に、「四、九七〇円」を「五、〇八〇円」に改め、同表鶴鳴館本館の項中「七六〇円」を「七七〇円」に、「九、二八〇円」を「九、四九〇円」に、「二、四九〇円」を「二、五四〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改め、同表榮唱墨流しの項中「一〇、七九〇円」を「一一、〇三〇円」に、「二、八二〇円」を「二、八八〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「六、一八〇円」を「六、三二〇円」に改め、別表第五の二の(二)のイの表専用使用料の項中「八、二三〇円」を「八、四一〇円」に、「二二、六二〇円」を「二二、九一〇円」に、「一七、〇二〇円」を「一七、四一〇円」に、「三、二八〇円」を「三、三五〇円」に、「一六、四七〇円」を「一六、八四〇円」に、「二五、二六〇円」を「二五、八四〇円」に、「三四、〇七〇円」を「三四、八五〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七三〇円」に、「一六四、九一〇円」を「一六八、七〇〇円」に、「二五二、八八〇円」を「二五八、六九〇円」に、「三四〇、八三〇円」を「三四八、六六〇円」に、「六五、九五〇円」を「六七、四六〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「六、〇二〇円」を「六、一五〇円」に、「二二、〇七〇円」を「二二、三四〇円」に、「二二〇、九二〇円」を「二二三、七〇〇円」に改め、別表第五の二の(二)のロの表専用使用料の項中「三、三三〇円」を「三、四〇〇円」に、「四、三八〇円」を「四、四八〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七三〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、〇九〇円」に、「六、六八〇円」を「六、八三〇円」に、「八、七八〇円」を「八、九八〇円」に、「一三、一七〇円」を「一三、四七〇円」に、「二、一七〇円」を「二、二二〇円」に、「六七、〇五〇円」を「六八、五九〇円」に、「八七、九四〇円」を「八九、九六〇円」に、「一三二、九二〇円」を「一三四、九五〇円」に、「二二、九八〇円」を「二二、四八〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「二、〇七〇円」を「二、一一〇円」に改め、別表第五の二の(二)のハの表専用使用料の項中「六九、〇五〇円」を「七〇、六三〇円」に、「七、五五〇円」を「七、七二〇円」に、「五、九五〇円」を「六、〇八〇円」に、「三、〇三〇円」を「三、〇九〇円」に、「一一〇〇、九三〇円」を

「一〇三、二五〇円」に、「一〇、六一〇円」を「一〇、八五〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「五、二九〇円」を「五、四一〇円」に、「二二三、八六〇円」を「二一八、七七〇円」に、「二二、五六〇円」を「二三、〇七〇円」に、「二二、二四〇円」を「二二、七二〇円」に、「三〇、五二〇円」を「三一、二二〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五九〇円」に改め、同表練習使用料の項中「二一、二四〇円」を「二一、七二〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一三〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「三六、一四〇円」を「三六、九七〇円」に、「七、二一〇円」を「七、三七〇円」に、「二七、三七〇円」を「二七、九九〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五七〇円」に改め、別表第五の二の(二)のこの表専用使用料の項中「三六、九三〇円」を「三七、七七〇円」に、「三二、六六〇円」を「二二六、七五〇円」に、「六六四、九八〇円」を「六八〇、二七〇円」に、「九、二二〇円」を「九、四三〇円」に、「五五、四〇〇円」を「五六、六七〇円」に、「三三二、四八〇円」を「三四〇、一二〇円」に、「九九七、四七〇円」を「一、〇二〇、四一〇円」に、「一三、八四〇円」を「一四、一五〇円」に、「六、一四〇円」を「六、二八〇円」に、「四、八一〇円」を「四、九二〇円」に、「二九、〇一〇円」を「二九、六七〇円」に、「一一〇、八二〇円」を「一一三、三六〇円」に、「八七、〇六〇円」を「八九、〇六〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に、「一六六、二四〇円」を「一七〇、〇六〇円」に、「八三、一一〇円」を「八五、〇二〇円」に、「二四九、三六〇円」を「二五五、〇九〇円」に、「七、一三〇円」を「七、三九〇円」に、「二七、六九〇円」を「二八、三三〇円」に、「二二、七五〇円」を「二二、二五〇円」に改め、同表一般使用料の項中「八六〇円」を「八七〇円」に改め、同表冷暖房設備使用料の項中「一〇、九八〇円」を「一一、二三〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「四、九二〇円」を「五、〇三〇円」に、「三三、二八〇円」を「三三、三五〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七八〇円」に、「八六〇円」を「八七〇円」に改め、別表第五の二の(二)のホの表一般使用料の項中「七九〇円」を「八〇〇円」に改め、同表専用使用料の項中「二、〇七〇円」を「二、一一〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三一〇円」に、「四、一二〇円」を「四、二二〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「九九〇円」を「一、〇一〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヘの表専用使用料の項中「五、二九〇円」を「五、四一〇円」に、「七、〇二〇円」を「七、一八〇円」に、「一〇、六一〇円」を「一〇、八五〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に改め、別表第五の二の(二)のトの表専用使用料の項中「二、〇二〇円」を「二、〇六〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七六〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、一四〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改め、別表第五の二の(二)のチの表第一研修室の項中「八一〇円」を「八二〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表第二研修室の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に改め、別表第五の二の(二)のリの表大型車の項中「六五〇円」を「六六〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヌの表報道用放送室の項中「五、四〇〇円」を「五、五二〇円」に改め、同表スコアボードの項中「四、六三〇円」を「四、七三〇円」に改め、同表収納舞台及び収納式観客席の項中「一三、一七〇円」を「一三、四七〇円」に改め、同表放送設備の項中「四、六三

〇円」を「四、七三〇円」に、「五、四七〇円」を「五、五九〇円」に改め、同表会議室の項中「五二〇円」を「五三〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表来賓室の項及び控室の項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表湯沸し室の項中「九〇〇円」を「九二〇円」に改め、同表大型映像装置の項中「五、四七〇円」を「五、五九〇円」に、「五四、九六〇円」を「五六、二二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表時間帯による使用の項中「二、六七〇円」を「二、七三〇円」に、「五、三八〇円」を「五、五〇〇円」に、「五四、一九〇円」を「五五、四三〇円」に、「二七、〇七〇円」を「二七、六九〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三二〇円」に、「六、五二〇円」を「六、六六〇円」に、「六五、四八〇円」を「六六、九八〇円」に、「三三、七一〇円」を「三三、四六〇円」に、「一〇、八一〇円」を「一一、〇五〇円」に、「一〇八、四〇〇円」を「一一〇、八九〇円」に、「一一、二六〇円」を「一一、五一〇円」に、「二二、五五〇円」を「二三、〇六〇円」に、「二二五、八五〇円」を「二三一、〇四〇円」に、「一一二、九一〇円」を「一一五、五〇〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、四三〇円」を「一、四六〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八五〇円」に、「二八、二〇〇円」を「二八、八四〇円」に、「一四、〇八〇円」を「一四、四〇〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ロ)の表時間帯による使用の項中「一、六七〇円」を「一、七〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一七、二八〇円」に、「八、四四〇円」を「八、六三〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇五〇円」に、「二〇、二九〇円」を「二〇、七五〇円」に、「一〇、一三〇円」を「一〇、三六〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四三〇円」に、「三三、八五〇円」を「三四、六二〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、二六〇円」に、「七一、一二〇円」を「七二、七五〇円」に、「三五、五五〇円」を「三六、三六〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「八八〇円」を「九〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「四、四八〇円」を「四、五八〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ハ)の表時間帯による使用の項中「三、三六〇円」を「三、四三〇円」に、「四、〇四〇円」を「四、一三〇円」に、「六、七四〇円」を「六、八九〇円」に、「一四、〇八〇円」を「一四、四〇〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、七八〇円」を「一、八二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ニ)の表スカッシュコート^イの項中「七八〇円」を「七九〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ホ)の表照明設備の項中「三八、九三〇円」を「三九、八二〇円」に、「一九四、七九〇円」を「一九九、二七〇円」に改め、同表スコアボードの項中「四、二六〇円」を「四、三五〇円」に改め、同表報道用放送室の項中「六、〇八〇円」を「六、二一〇円」に改め、同表放送設備の項中「五、一七〇円」を「五、二八〇円」に改め、同表室内練習場の項及びトレーニングルームの項中「一、六七〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六七〇円」を「六八〇円」に改め、同表発券所の項中「六六〇円」を「六七〇円」に改め、同表更衣室Aの項中「二、二七〇円」を「二、三二〇円」に改め、同表会議室の項中「六七〇円」を「六八〇円」に改め、同表冷暖房設備（武道場）の項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表バッテリー充電ケースの項中「二、二二〇円」を「二、二七〇円」に改め、同表プロテクターの項及びスカッシュラケット（ボール付き）の項中「四六〇円」を「四七〇円」に改め、同表ソフトボール用ベースの項中「八一〇円」を「八二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(イ)の表時間帯による使用の項中「一、八八〇円」を「一、九

二〇〇円」に、「三、七九〇円」を「三、八七〇円」に、「三八、三六〇円」を「三九、二四〇円」に、「一九、一六〇円」を「一九、六〇〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四一〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六九〇円」に、「四六、二八〇円」を「四七、三四〇円」に、「二三、一一〇円」を「二三、六四〇円」に、「七、六四〇円」を「七、八一〇円」に、「七六、七七〇円」を「七八、五三〇円」に、「七、九九〇円」を「八、一七〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、三六〇円」に、「一六〇、三四〇円」を「一六四、〇二〇円」に、「八〇、一五〇円」を「八一、九九〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「九九〇円」を「一、〇一〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇五〇円」に、「二〇、二九〇円」を「二〇、七五〇円」に、「一〇、一三〇円」を「一〇、三六〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表照明設備の項中「七、七七〇円」を「七、九四〇円」に、「三八、九三〇円」を「三九、八二〇円」に改め、同表スコアボードの項中「六六〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表放送設備の項中「六六〇円」を「六七〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六七〇円」を「六八〇円」に改め、同表更衣室の項中「七九〇円」を「八〇〇円」に改め、別表第五の二の(三)のハの表時間帯による使用の項中「四、四八〇円」を「四、五八〇円」に、「三二〇円」を「三二〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「六、七四〇円」を「六、八九〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に、「一一、二六〇円」を「一一、五一〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二七〇円」に、「二二、五五〇円」を「二三、〇六〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「二、二二〇円」を「二、二七〇円」に改め、別表第五の二の(三)のニの表テニスコートの項中「七九〇円」を「八〇〇円」に改め、別表第五の二の(三)のホの表時間帯による使用の項中「二、四六〇円」を「二、五一〇円」に、「四九、六五〇円」を「五〇、七九〇円」に、「二四、八〇〇円」を「二五、三七〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「六〇、九七〇円」を「六二、三七〇円」に、「三〇、四七〇円」を「三一、一七〇円」に、「四、九四〇円」を「五、〇五〇円」に、「九九、三五〇円」を「一〇一、六三〇円」に、「六、九六〇円」を「七、一二〇円」に、「一四〇、〇一〇円」を「一四三、二二〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七一、六一〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に、「二七、〇七〇円」を「二七、六九〇円」に、「一三、五三〇円」を「一三、八四〇円」に改め、別表第五の二の(三)のヘの表研修棟の項中「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第一項又はこの条例による改正前の岡山県立都市公園条例第五条第一項若しくは第九条第二項の許可(後楽園に係るものに限る。)を受けている管理、行為又は利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところ

による。

- 3 この条例の施行の際現に都市公園法第六条第一項又は第三項の許可を受けている占有物件に係る占有料の徴収については、前項の規定を準用する。

岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県立学校施設使用料徴収条例（昭和二十六年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表運動場の項中「四、五八〇円」を「四、六八〇円」に、「六、九五〇円」を「七、一〇〇円」に改め、同表球技コートの項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表講堂、体育館又は格技場の項中「六、九三〇円」を「七、〇八〇円」に、「八、八四〇円」を「九、〇四〇円」に、「三、一八〇円」を「三、三五〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八三〇円」に改め、別表の二の表運動場の項中「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に改め、同表体育館の項中「三、〇一〇円」を「三、〇七〇円」に、「二、四九〇円」を「二、五四〇円」に、「一〇、七一〇円」を「一〇、九五〇円」に、「二一、三七〇円」を「二一、八六〇円」に改め、同表格技場の項中「八七〇円」を「八九〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改め、同表その他の室の項中「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に学校教育以外の目的のための一時使用の許可を受けている岡山県立学校の施設及び設備の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十八号

岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県立学校施設使用料徴収条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表施設の項中「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同表暖房設備の項中「二〇〇円」を

「一一〇円」に改め、別表の二の(一)の表第一研修室の項及び第二研修室の項中「一、一九〇円」を「一、二一〇円」に、「二、五八〇円」を「一、六一〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二六〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九一〇円」に改め、同表第三研修室の項中「五五〇円」を「五六〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

第四研修室	一、〇〇〇円	一、三五〇円	一、〇〇〇円	二、七一〇円	二、七一〇円	四、〇九〇円
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

別表の二の(一)の表一―A研修室の項中「五一〇円」を「五二〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に改め、同表三―D研修室の項及び三―E研修室の項中「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「二、〇三〇円」を「二、〇七〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、一八〇円」に、「六、一五〇円」を「六、二九〇円」に改め、同表ラウンジの項を削り、同表体育館の項中「一五、七二〇円」を「一六、〇八〇円」に、「二〇、九七〇円」を「二一、四五〇円」に、「四一、九八〇円」を「四二、九四〇円」に、「六二、九八〇円」を「六四、四二〇円」に改め、別表の二の(二)の表第三研修室の項の次に次のように加える。

第四研修室	七〇円
-------	-----

別表の二の(二)の表三―D研修室の項及び三―E研修室の項中「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同表ラウンジの項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十九号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表屋内施設（少年自然の家（屋外施設を併用する場合を含む。）の項中「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同表暖房設備の項中「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、別表の一の(二)のイの表第一研修室の項中「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五三〇円」に、「四、九八〇円」を「五、〇九〇円」に、「七、四八〇円」を「七、六五〇円」に改め、同表第二研修室の項から第四研修室の項までの規定中「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、三六〇円」を「一、三九〇円」に、「二、七四〇円」を「二、八〇〇円」に、「四、一三〇円」を「四、二二〇円」に改め、同表第五研修室の項中「八二〇円」を「八三〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二四〇円」に、「三、三三〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表会議

室の項中「一、〇七〇円」を「一、〇九〇円」に、「二、四四〇円」を「一、四七〇円」に、「二、九三〇円」を「二、九九〇円」に、「四、三九〇円」を「四、四九〇円」に改め、同表視聴覚室の項中「一、八五〇円」を「一、八九〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五三〇円」に、「四、九八〇円」を「五、〇九〇円」に、「七、四八〇円」を「七、六五〇円」に改め、同表プレイホールの項中「六、六八〇円」を「六、八三〇円」に、「八、九一〇円」を「九、一一〇円」に、「二七、八五〇円」を「二八、二六〇円」に、「二六、七九〇円」を「二七、四〇〇円」に改め、別表の一の(二)の口の表第五研修室の項中「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表プレイホールの項中「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十号

岡山県立博物館条例の一部を改正する条例

岡山県立博物館条例（昭和四十六年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「三、二〇〇円」を「三、二七〇円」に、「四、五六〇円」を「四、六六〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第一項の許可を受けている施設の利用に係る施設使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に施設使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十一号

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 施設

令和8年3月24日 岡山県公報 号外

区 分	基 準				額	
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで		
視聴覚室	五、八九〇円	七、八六〇円	五、八九〇円	一五、六一〇円	二、三、四八〇円	
大研修室	五、四九〇円	七、三三〇円	五、四九〇円	一四、六〇〇円	二、二、九一〇円	
中研修室	二、二二〇円	二、九八〇円	二、二二〇円	六、一五〇円	九、二一〇円	
小研修室	一、二五〇円	一、六九〇円	一、二五〇円	三、四九〇円	五、二三〇円	
洋研修室	八六〇円	一、一七〇円	八六〇円	二、三九〇円	三、五九〇円	
和研修室	六二〇円	八三〇円	六二〇円	一、六九〇円	二、五八〇円	
ミーティング室一	六二〇円	八三〇円	六二〇円	一、七一〇円	二、五八〇円	
ミーティング室二	四八〇円	六三〇円	四八〇円	一、二八〇円	一、九九〇円	
ミーティング室三	六二〇円	八三〇円	六二〇円	一、七一〇円	二、五八〇円	
ミーティング室四	七六〇円	一、〇一〇円	七六〇円	二、〇八〇円	三、一三〇円	
ミーティング室五	一、一〇〇円	一、四八〇円	一、一〇〇円	三、〇七〇円	四、六〇〇円	
ミーティング室六	四五〇円	六〇〇円	四五〇円	一、二二〇円	一、八九〇円	
美術教室	三、〇四〇円	四、〇七〇円	三、〇四〇円	八、一八〇円	一、二、二四〇円	
木工教室	九九〇円	一、三五〇円	九九〇円	二、七〇〇円	四、〇七〇円	
陶芸教室	八二〇円	一、〇八〇円	八二〇円	二、二三〇円	三、四〇〇円	
書道教室	一、二六〇円	一、六八〇円	一、二六〇円	三、四二〇円	五、一六〇円	
ボランティア室	七六〇円	一、〇一〇円	七六〇円	二、〇八〇円	三、一三〇円	
スタジオ	二、二二〇円	二、九八〇円	二、二二〇円	六、一五〇円	九、二一〇円	
試写室	一、四六〇円	一、九六〇円	一、四六〇円	三、九六〇円	五、九九〇円	
サイエンスドーム	投影装置を使用する場合	五四、八九〇円	七三、二二〇円	五四、八九〇円	一四六、四五〇円	二一九、七〇〇円
		投影装置を使用しない場合	九、五〇〇円	一一、六九〇円	九、五〇〇円	二五、四三〇円
科学体験・学習広場	六、一八〇円	八、二六〇円	六、一八〇円	一六、五七〇円	二四、八六〇円	
企画展示室	二、二四〇円	三、〇二〇円	二、二四〇円	六、〇六〇円	九、一〇〇円	
プロデュースセンター	一、八三〇円	二、四六〇円	一、八三〇円	四、九六〇円	七、四三〇円	

別表の二の表視聴覚室の項及び大研修室の項中「六八〇円」を「六九〇円」に、「五六〇円」を「七〇〇円」に改め、同表ミーティング室五の項中「一三〇円」を「一四〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同表書道教室の項及び試写室の項中「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表サイエンスドームの項中「一、二五〇円」を「一、二七〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表企画展示室の項中「一二三〇円」を「一二四〇円」に改め、同表プロデュースセンターの項中「一二二〇円」を「一二三〇円」に、「一一〇円」を「一一〇円」に改め、別表の三の表茶道具の項中「七四〇円」を「七五〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、〇五〇円」を「一、〇七〇円」に改め、同

表陶芸窯の項中「九五〇円」を「九七〇円」に改め、別表の四の表六十五歳未満の者の項中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表六十五歳以上の者の項中「三一〇円」を「三二〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十二号

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県教育関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号及び第二号中「三千九百円」を「四千百円」に改め、同条第三号中「二千二百円」を「二千三百円」に改め、同条第四号中「二千三百円」を「二千四百円」に改め、同条第五号中「千四百円」を「千五百円」に改め、同条第六号中「千六百円」を「千七百円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十三号

岡山県立図書館条例の一部を改正する条例

岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表多目的ホールの項中「八、四三〇円」を「八、六二〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、四五〇円」に、「二二、四一〇円」を「二二、九二〇円」に、「三三、七三〇円」を「三四、五〇〇円」に改め、同表サークル活動室の項中「五、七一〇円」を「五、八四〇円」に、「七、六三〇円」を「七、八〇〇円」に、「一五、二六〇円」を「一五、六一〇円」に、「二二、八五〇円」を「二三、三七〇円」に改め、同表メディア工房（撮影室）の項中「四、〇三〇円」を「四、一一〇円」に、「五、三八〇円」を「五、五〇〇円」に、「一〇、七九〇円」を「一一、〇三〇円」に、「一六、一六〇円」を「一六、五三〇円」に改め、同表メディア工房（編集加工室）の項中「七、二三〇円」を「七、三九〇円」に、「九、六五〇円」を「九、八七〇円」に、「一九、三三〇円」を「一九、七七〇円」に、「二九、〇一〇円」を「二九、六七〇円」に改め、同表デジタル情報シアターの項中「五、五四〇円」を「五、六六〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五七〇円」に、「一四、八二〇円」を「一五、一六

〇円」に、「二二、一八〇円」を「二二、六九〇円」に改め、別表の三の表多目的ホールの項中「五三〇円」を「五四〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第六条第一項の許可を受けている施設の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十四号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例（昭和三十二年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二五五人」を「二五六人」に、「一、〇一〇人」を「一、〇一一人」に、「一、〇四三人」を「一、〇四六人」に、「二、〇七四人」を「二、〇七六人」に、「三、五〇三人」を「三、五一一人」に改め、同項第二号中「四五三人」を「四五一人」に改める。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「六人」を「一人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十五号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号中「二千三百四十円」を「二千五百一十円」に改め、同項第三十五号中「六百六十円」を「六百八十円」に改め、同項第三十九号中「二千二百八十円」を「二千四百円」に改め、同項第五十二号イ中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同号ロ中「四百八十円」を「四百九十円」に改め、同号ハ中「四百八十円」を「五百円」に改め、同号ニ中「七百六十円」を「七百九十円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十六号

岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金条例

(設置及び目的)

第一条 物価の高騰、各国の通商政策等の影響を受ける中小企業の金利負担の軽減等のための経費の財源を確保することにより、その事業の継続及び経営の安定を支援することを通じ、地域経済の安定及び発展を図るため、岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合には、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県公立高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岡山県条例第六十七号

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県公立高等学校等教育改革促進基金条例

(設置及び目的)

第一条 国が県に交付する高等学校等教育改革促進事業費補助金により、技術革新及び産業構造の変化を踏まえた人材育成の先導的な取組等を行う拠点を創出し、もって公立の高等学校等における教育の改革を推進するため、岡山県公立高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例について
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に鑑み、知事が任命する委員が優れた識見を有する分野に、公益信託に係る活動を加えるものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について
令和七年十月六日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、第二種初任給調整手当を新設するとともに、駐車場等の利用に係る通勤手当を支給することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について
事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 岡山県行政手続条例及び岡山県金属くず取扱業条例の一部を改正する条例について
県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術の進展を踏まえたアナログ規制の見直しを推進するため、岡山県行政手続条例に基づく不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合に行うことができる公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、申請等をする者に係る当該申請等に際し添付することとされている書面等の省略について定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
将来の県財政への負担の軽減を図るため、引き続き決算剰余金の処理について特例措置を講ずる等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正等に鑑み、個人の県民税について寄附金税額控除の対象を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例について
岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県県土保全条例の一部を改正する条例について
開発行為の許可に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例について
岡山県岡山国際交流センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について
岡山県男女共同参画推進センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例について
岡山県環境保健センターにおいて行う試験検査等の業務の円滑な遂行を図るため、手数料の限度額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例について
環境影響評価法の一部改正に鑑み、知事は、事業者又は都市計画決定権者の同意を得て、環境影響評価に係る書類等をインターネットの利用その他の方法により継続公開することができることとする等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例について
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部改正により、環境大臣が海洋環境等調査を行うこととされること等に鑑み、岡山県環境影響評価等に関する条例の適用除外の規定を改めるものである。

- ◎ 岡山県立美術館条例の一部を改正する条例について
岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、施設使用料等の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例について
岡山県おかやま旧日銀ホールの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例について
岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山武道館条例の一部を改正する条例について
岡山武道館の円滑な管理運営を図るため、主道場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例について
岡山県津山総合体育館及び岡山県津山東体育館の円滑な管理運営を図るため、体育館等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例について
岡山県美作ラグビー・サッカー場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例について
岡山県備前テニスセンターの円滑な管理運営を図るため、テニスコート等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例について
岡山県津山陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例について
岡山県笠岡陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
岡山県精神保健福祉センターにおける診断書等の交付事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例について
岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、検査等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について
食品衛生法施行規則の一部改正に鑑み、飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合における営業施設基準を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
犬又は猫の引取りに係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例について
ふぐ処理師の免許等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の職員の資格の基準を改めたものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、乳児院の職員等の基準を改める等
所要の改正を行ったものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定児童発達支援事業所等の従業者の員数の基準を改めたものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児入所施設の従業者の員数の基準を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の職員の数等の基準を改めたものである。

◎ 岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

児童福祉法の一部改正により、地域限定保育士の制度が導入されたことに鑑み、地域限定保育士試験の実施に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例について

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の円滑な管理運営を図るため、会議室等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、一時保護施設の職員の基準を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

国民健康保険法等の一部改正に鑑み、市町村から徴収すべき国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関し、必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例について

岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、展示場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について
岡山県岡山セラミックスセンターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例について
岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
計量法に基づく特定計量器の検定等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例について
岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例について
岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、水産研究所の魚病検査に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例について
牛の受精卵の移植に関する業務の円滑な遂行を図るため、当該業務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例について
家畜商法等に基づく講習会の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
森林法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例について
県漁港施設の円滑な管理運営を図るため、小型船舶係留施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について
建築基準法に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
道路法施行令の一部改正により、占用物件に道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設が追加されたことに伴い、その占用料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例について
県の管理する港湾施設の円滑な管理運営を図るため、港湾施設使用料の額を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例について
岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例について
屋外広告物の表示の許可等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について
県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、後楽園の施設使用料の額等を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
岡山県立学校の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例について
岡山県洪川青年の家の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例について
岡山県青少年教育センター閑谷学校の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県立博物館条例の一部を改正する条例について
岡山県立博物館の円滑な管理運営を図るため、講堂の施設使用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金等の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
教育職員免許法に基づく教育職員の普通免許状の授与等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県立図書館条例の一部を改正する条例について
岡山県立図書館の円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について
最近の治安情勢に対処するため、警察官を増員し、階級別定員を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
道路交通法に基づく道路の使用の許可の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金条例について
物価の高騰、各国の通商政策等の影響を受ける中小企業の金利負担の軽減等のための経費の財源を確保することにより、その事業の継続及び経営の安定を支援することを通じ、地域経済の安定及

び発展を図るため、岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金を設置したものである。

◎ 岡山県公立高等学校等教育改革促進基金条例について

国が県に交付する高等学校等教育改革促進事業費補助金により、技術革新及び産業構造の変化を踏まえた人材育成の先導的な取組等を行う拠点を創出し、もって公立の高等学校等における教育の改革を推進するため、岡山県公立高等学校等教育改革促進基金を設置したものである。